



桐生町略圖



K6723
702

- 官ク山田郡役所
- 官ヤ桐生町役場
- ク桐生警察署
- ニ桐生郵便電信局
- 心桐生税務署
- ト太田區裁判所桐生出張所
- ス桐生停車場
- ク一群馬縣立桐生織物学校
- 文二桐生高等小学校
- 文三桐生東尋常小学校
- 文四桐生西尋常小学校
- 文五桐生南尋常小学校
- 文六桐生北尋常小学校

- 村織物市場
- ク桐生物産同業組合
- 千桐生織物株式会社
- 木桐生染色合資会社
- 心桐生染色合資会社

- 開天 天満宮
- 開三 美和神社
- 開十 八坂神社
- 開十 縮荷神社
- 開八 八幡宮
- 開琴 琴平神社

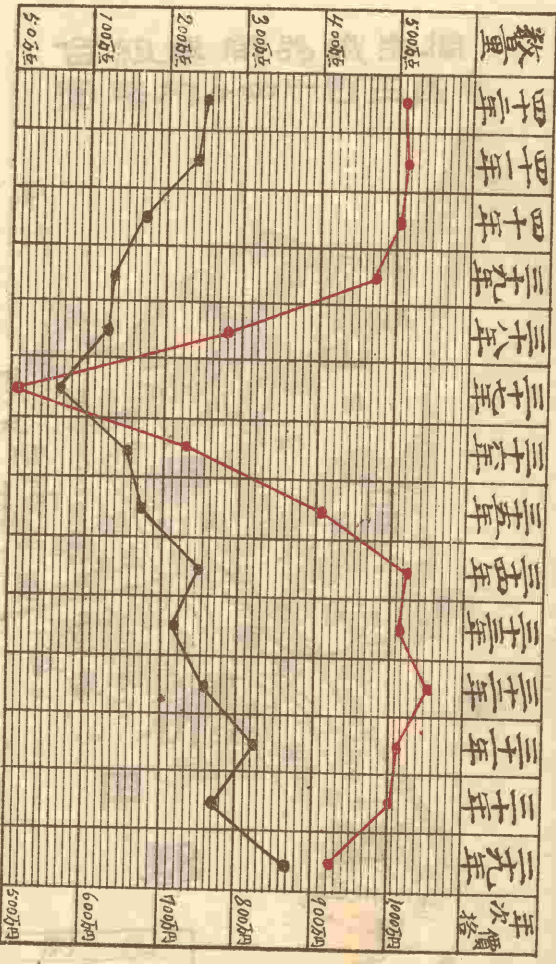
- シ株式会社十銀行
- ア株式会社足利銀行桐生支店
- 力書上商店

- 比浄運寺
- 比定善寺
- 比工内満寺
- 比光光明寺
- 比寂光寺
- 比妙音寺
- 比善音寺
- 比觀音寺
- 比光性院





二十九年以降内外織物産額表



價拾一数量

桐生織物同業組合
 栃木區三町四十ヶ村略圖



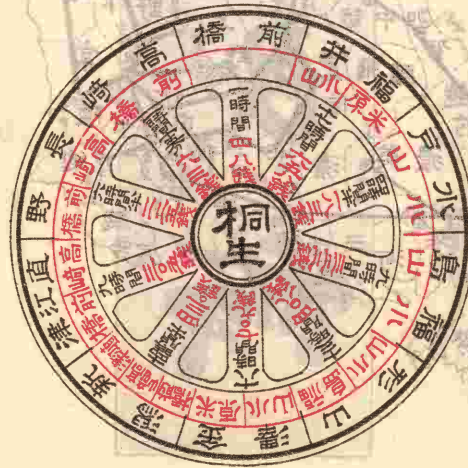
例 凡
 川 山 鐵 村 郡 国
 道 界 界 界

里 陸
 500,000

1 區 區 / 區 區



11 5 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11



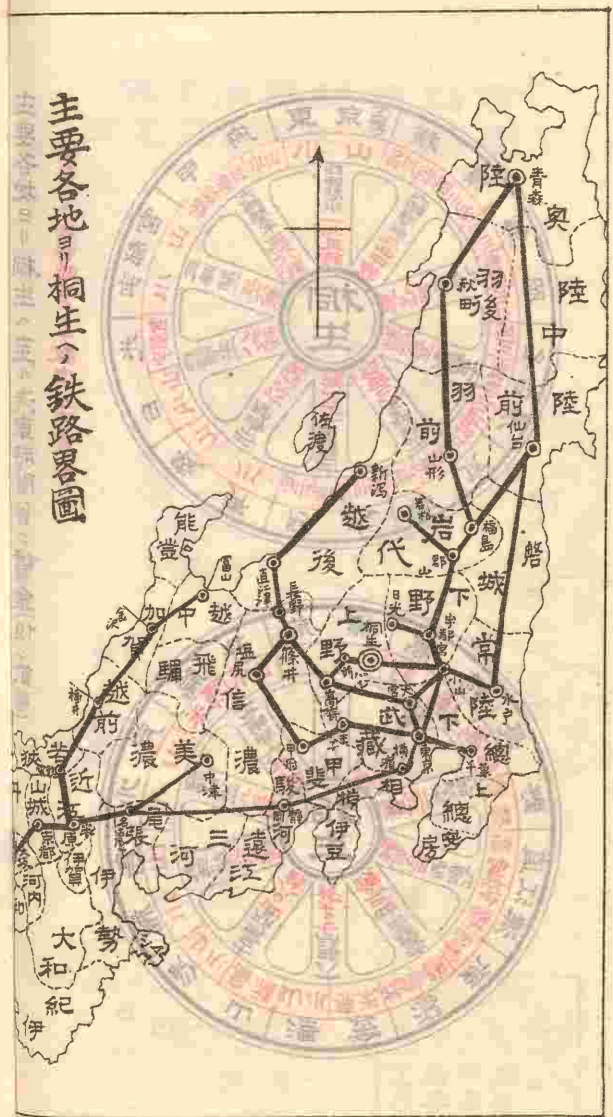
主要各地ヨリ桐生へ至ル汽車時間并ニ賃金但シ貳等
 本巻ヨリハ各都府縣ニ至ル汽車時間并ニ賃金但シ貳等

桐生ヨリ各都府縣ニ至ル汽車時間并ニ賃金但シ貳等

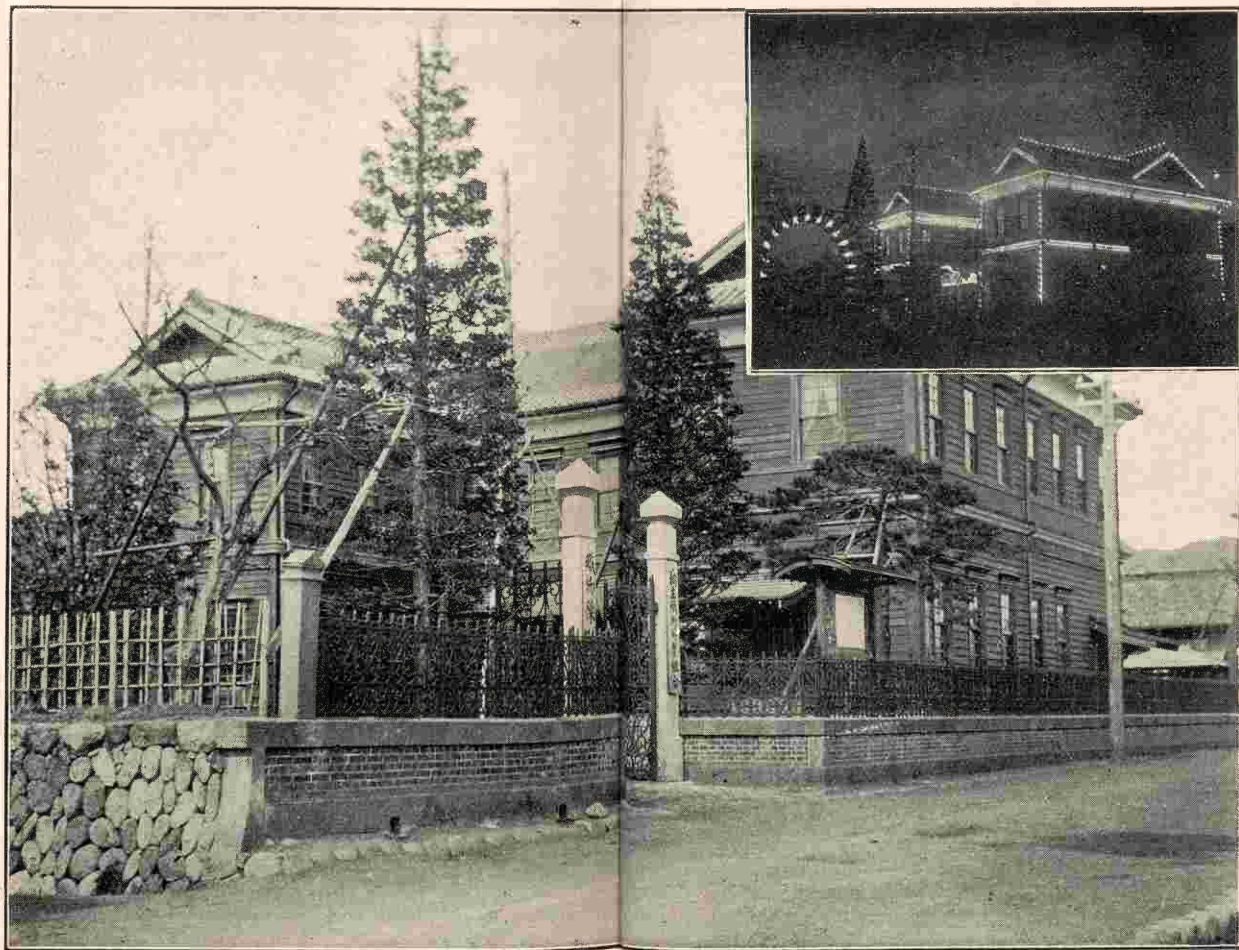


丁未年
 西日概

主要各地間相生、鐵路畧圖



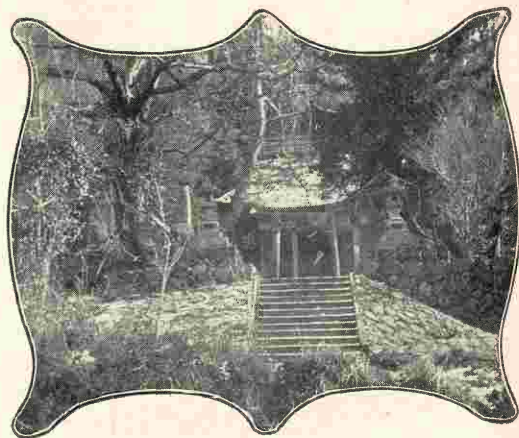
(新築祝會當日夜景)



桐生織物同業組合

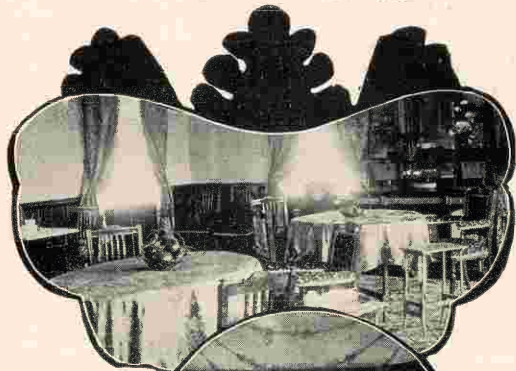


(場市物織生桐)

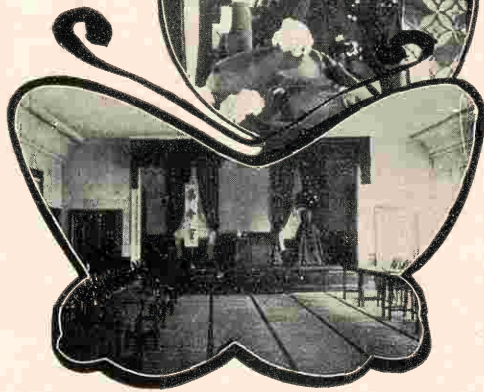


(社神神機)

(室賓來合組業同物織生桐)

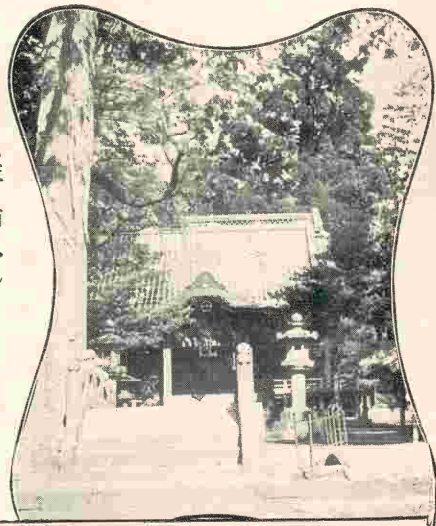


(織物陳列室)



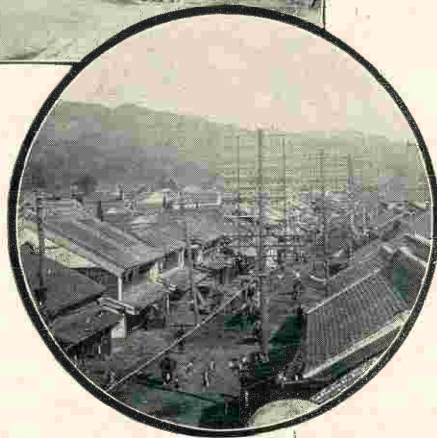
(室會集)

(天満宮)



(校學物織立縣)

(所役郡田山)

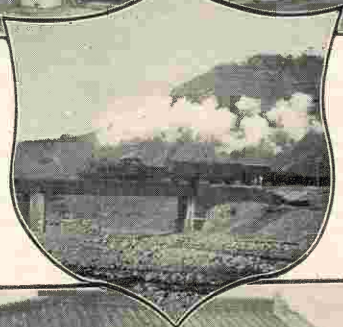


(桐生町表通り)



(場役町生桐)

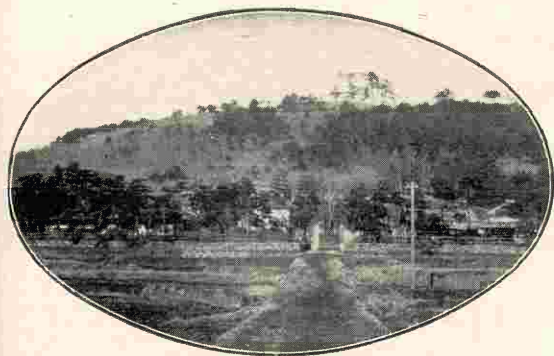
(店商上書)



(赤岩鐵橋より
丸山公園遠望)



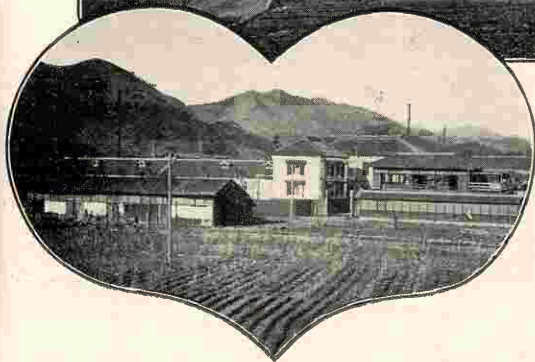
(店商里野小)



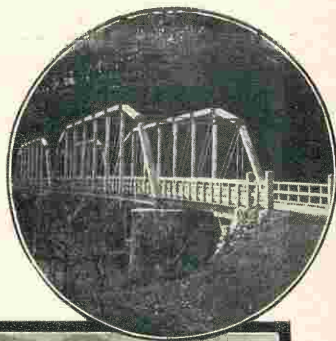
(校學女等高生桐)



(桐生ヶ岡公園)



(社會式株系燃生桐場工範模)



(赤岩橋景)

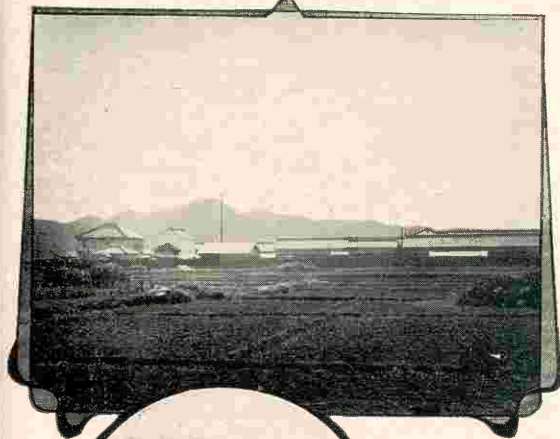


(飯塚工場)



(日本製布株式會社桐生工場)

(阿毛製織株式會社)



(新宿ノ水車)



(店支生桐行銀利足)



(店本生桐行銀十四)

總目次

一 桐生の地理

- 桐生の起源
 - 桐生の位置
 - 面積並に戸數、人口
 - 重なる市街
- 二 桐生略史
- 三 桐生商工業の今昔
 - 織物の起源並に沿革
 - 市場の今昔
 - 桐生織物同業組合の起源並に沿革
 - 織物學校並に社團の今昔
 - 交通運輸及通信

四 官衙學校の今昔

- 五 神社佛閣
- 六 名勝舊跡

附錄

- 組合定款拔萃
- 組合員名鑑
- 桐生織物累年統計表
- 桐生町地圖
- 組合地區全圖
- 名所傳蹟其他寫眞二十五葉
- 桐生名所の古歌並に桐生四季の唄
- 關東地方マ市日

一 桐生の地理

○桐生の起源

往昔桐生新町は荒戸村アラト(又荒處アラト)と稱し附近一帶荒蕪なる原野なりしが漸次田甫闢け天正十八年(一説には三年)の頃に至り中央に街衢を貫通し荒戸新町と稱へ後桐生新町と改稱す、明治の聖世市町村制の實施に際り桐生新町、新宿、東西安樂土及び下久方を合併して桐生町と稱し舊稱荒戸村は只其名殘を大字安樂土に留むるのみ。

○桐生の位置

桐生町は群馬縣の所轄に屬し上野國山田郡の東南部に位す、東は桐生川を隔てて下野と相對し南は渡良瀬の本流を以て限られ其支流市の中央部を横斷す、觀音、城山シヨウヤマ、吾嬬アヅマ、雷電ライデンの群山東北西に起伏し南方には蜿蜒長蛇の如き廣澤山を以て劃

れり、左右機業地足利、伊勢崎、への距離僅かに四五里以内にして三地自ら鼎足形をなせり、

○面積並に戸數、人口

廣袤東西三十餘町南北一里十町面積三百六十餘萬坪にして甚だ濶からず然れども桐生機業界は其地域四里餘に亘るの地なりとす、戸數は約四千八百餘人口三萬五千有餘と算し尙年々歳々増加繁榮の趨勢を示せり、

○重なる市街

桐生町の商業區たるは桐生新町にして其表通りを一丁目より六丁目に至るものとす、裏通り及び途子にて重なるは横町、末廣町、(停車場通り)、四丁目途子、幸町、常盤町等なり又工業區としては新宿、安樂土、及下久方にして飛杆の音絶ゆることなし殊に新宿に在つては水利の便自在なる爲め戸毎に水車を利用し燃糸、糸繰の業を營むは他に類を見ざる處なり。

二 桐生略史

文治二年七月藤原秀郷の後胤足利太郎俊綱の次男にして彌四郎綱元と云へるもの治承四年駿州富士川の戦功に因り頼朝より桐生を領し桐生小太郎綱元と稱す。

爾後三百八十餘年を経天正元年末葉文二郎親綱に至り由良成繁の爲めに亡ぼされ同年より由良氏代つて領す、天正十八年由良國繁常陸に移りしを以て徳川氏之れに代り寛文元年より天和元年迄館林右馬頭之れを治む同二年より慶應四年迄徳川旗下の士松平新九郎、夏目帶刀、内藤織部に分知せらる、徳川氏政權を奉還し王政復古の御代となり府縣制を施かるるに際り岩鼻縣之を統轄し明治四年十一月栃木縣の管轄に屬し同九年八月に至り更らに群馬縣の管下となる、同十七年九月桐生新町、東西安樂土及下久方、新宿を加へ桐生町と稱す。

三 桐生商工業の今昔

○織物の起源並に沿革

桐生織物の起源は得て考ふること能はざるの往古に屬し舊記口碑の傳ふる處從つて繼承的ならず史を按ずるに和銅七年(今を距ること千二百有餘年)上毛は相模常陸及び上總諸國とともに繩(太絹)を献すとあるに徴すれば此時代に濫觴したるは争ふべからざれども又一説によれば人皇四十七代 淳仁天皇の御宇桐生の人山田某朝廷に任へ官女白瀧姫に懸想し思ひのあまり一首の歌を詠じて之を姫に贈りたり其歌に云ふ

水無月のいなばの露もこがるるに

雲井をおちぬしらたきの糸

山田のせつなる思ひ姫もあはれと見そなはせしか其返しに

雲井よりついにほおつる白瀧を

さのみなこひぞ山田をの子よ

此こと畏くも叡聞に達し姫を山田が許に下し給ひたるに山田は俱して桐生に歸り白瀧姫は飼蠶し糸繰り機織る業を善くし給ひしより里人に之を教へたるに始まりて桐生領中近邊の産業となりぬれば後人其徳を頌し仁田山村(今の川内村大字山田なり)に機神と崇めまつるは此白瀧姫の御事なり云々

這是當桐生を距る二里許り川内村大字山田に鎮座せる機神社の縁起書にして全然信を措き難きことなきにあらざれども如何に桐生織物の起源が往古にかゝり加ふるに詩的の由來を有する歟絢爛美を競ひ燦然眼を奪ふ美術的起源史として寔に恰好なるは何人も異論なき所たるを疑はざるなり、

我が桐生地方の織物は如斯起源の下に漸々發達し爾後其生産絹を時の朝廷に献納し來りしと云ふ降つて朱雀の朝承平、天慶の間將門叛亂の變により關東諸國麻の

如くに亂れ我地方の如き亦是兵馬倭總の巷となり斯業大に衰退し萎靡として振はざる事數百年なりしが元弘年間御醍醐帝の朝新田義貞大義を唱へ兵を隣郡生品の杜(桐生を距る二里許り縣下新田郡生品村にあり)に擧ぐるに際り當地産の絹地を旗絹として徵發せられたるに我地士人は之を譽れとし相競ふて製織し之に應じたりと云ふ其後應仁の兵亂等のため發達渺々しからざりしが慶長五年關ヶ原の役徳川家康亦我が地に旗絹を徵發して大愷を得たるより之が吉例となり貢に代へて年々二千四百疋づゝの旗絹を上納せしむるととなりしより漸く是れが動機となり旺盛の機運に向ひたりしと云ふ(二千四百十臺ありて一臺一疋づゝ上納せしめたるに據れりとなり)然れども此時代にありては單に薄絹地のみを産出したるは古來我地方産出の織物を總稱して仁田山絹といひしに徴するも思ひ半に過ぎん降て享保元文の間京都の人彌兵衛、吉兵衛、なる二人の機工師相前後して來れるより種々なる製織の方法を傳へ縮緬、古緞子、絹、紗、綾等の織物を産出するを得こ

ゝに全く空前の進歩を爲せり當時桐生横町に大森辰右衛門なる人あり鶯色地に芭蕉の葉の紋様をあらはしたる染色紋織物を製織し東雲緞子と唱へ賣出したるに大に世の好評を博し盛に販出したりと云ふ、是れ即ち當地方に於ける染色紋織物製作の嚆矢なりしととなり、次で文政の頃より斯業に關する技術大に進み各機業家の新案と支那製織物の模倣とに論なく相競ふて精巧なる品を製織して天保年間に至りては紋工を以て當時他に比肩なるものなき名匠石田九野の如きを出し種々なる意匠圖を考案して機業家に與へ亦自ら西陣織物を研究して織工に授け珍貴なる織物を製出せしより技術の頓に發達を促したるのみならず桐生織物の聲價一時に貴きを得たりと云ふ之れ他なし大森、石田等の苦心全く與つて茲に至れるの効寔に没すべからざるなり降て安政年間輸入綿絲を用ひ絹綿交織を製織し世の需用漸く盛ならんとせしに世は慶應年間王政復古の盛事に際し海内騷然亦復一頓挫を來たせしが幾許もなく維新の隆運に會し大に勃興の機運に乗せると俱に斯業に關す

る當業者中先覺者且熱心者に乏しからず或は染色化學の研究に意を注ぎ或は「ジャカード機」を購入して精巧なる製作に従事し或は團體を設立して法を定め規を施き粗製濫造の弊風を一掃する等有ゆる方面に亘りて改善を講じ明治十四年には米國の注文に應じ羽二重輸出を試みたるに大に之が需用を喚起し爾後多大の輸出をなすに至れり、之れ我が桐生が我が國輸出織物に先鞭をなしたる始めなりとす降て全二十六年英國製の木綿織物に倣ひ高配海氣と稱する絹綿交織を製織して是亦同國に輸出し引續き多大の擲出をなしたるが如き是より先き濱琥珀と稱する純絹織物亦少數ながら全國に需用せられつゝありしより品質を精撰し且つ種々なる模様を織出したるに却て印度方面の嗜好に投じ今日にいたりては印度輸出染織物高等品の主産地として内外人の指を先づ桐生に屈するの盛況をなしたり加之内地向織物も輸出向織物の發展と俱に當業者競つて意匠組織に改善を加へたる結果種々なる製織法を新案し其種類の如きも數百種の多きに至り綾羅錦繡の美術品より綿毛麻宇の普通品に至るまで苟くも織物としての織物は製織し得ざるなきの發達を遂げたり亦加工再製整理の如き原料加工等の機械器具の整頓整繕撚絲の兩模範會社設立せられ己人事業も空前の進作を來たし所謂錦上花を添ゆるの觀あれば將來の造詣測り知らるべからざるのみならず我國斯業の將來に亦貢獻する所あるべきは決して自負にあらざるを信するものなり。

○市場の今昔

往古桐生市は五、九の日と定められたりと云ふ、今其由來詳らかならざれども、桐生領の總鎮守天滿宮の縁日が、九月九日、二月廿五日なりしに因みたるは疑ひなきが如し。降つて享保十六年二月十三日、新居藤右衛門等の盡力により、初めて、紗綾市の開設を桐生に見るに至れり、今藤右衛門等より、絹買仲間へ發したる通知書に據れば、常町開市の情態宛然目に見るの思ひあり。

一 札之事

一於當町各被仰合先規之通絹商買仕候に付何事によらず相互に御相談次第に可仕候見世賃の儀は臺の上二十四文平買は十二文爲取之可申候其外せり衆は見世賃には不申及候萬一絹等紛失仕候はば相互に立合の上吟味可仕候且又雨降には最寄能所へ指處可申候惣而町中、がさつヶ間敷事無之様に可致旨役人方より申附候右様に御心得可被成候爲其一札仍而如件

享保十六年亥七月

新町五丁目 藤右衛門

同 三丁目 甚兵衛

絹買惣仲間衆中

以上の通知書に據れば、見世賃喜買は廿四文、平買は其半額十二文にして、糶買は特に見世賃を要せざる定めと見へたり。降つて明治初年の頃、三七六の日に開き來りし、市日を改め、八三、六齋とし、三一五四二六の順序に據り、三丁目一

丁目五丁目四丁目二丁目六丁目と、逐次交互に絹買市場を開くを例とせり。明治十四年七縣聯合共進會を桐生新町一丁目に開催し、之れが會場を引繼ぎ市場となし、同二十五年五丁目西裏停車場邊(今の末廣町なり)に又市場を建設し、前者を上市場、後者を下の市場と通稱し、從前の如く三一五四二六の順序に據り、三丁目二丁目三丁目に該當する市日には上の市場に於て、四丁目五丁目六丁目の市日當日には、下の市場にて開市し來りしが遠來の華客等往々順序を誤り不便なれば、明治四十三年末に上市場は八の目下市場は三の目と定め、開市することなし、交互開市し取引することに定めたり。而して、市場に於て取引せらるゝは、専ら内地向織物のみにして輸出向織物は自然、輸出仲買商の店舗に於て取引する慣例とはなり來たり、開市順序は即ち左の如し。

毎月三日、十三日、廿三日、

五丁目西裏末廣町通市場に於て開市

八日、十八日、廿八日、

桐生新町壹丁目市場に於て開市

内地向織物取引方法 内地向織物は市場取引をなすもの普通にして、各仲買商は一定の店舗に出店し、地方機業家の搬入し來たれる、各種織物に就き全國各地の華客先より注文し越せる織物に對し、品質柄行色合等を選択し、値段の押し引き宜敷ありて、之れを買ひ入れ各地に輸送する方法なり。故に商況引立ちたる市場は場内の雜沓混雜、幾んど名狀すべからざれども、最も敏活に措置せられ、當日の買ひ入れ品は夜に入るも、荷造り仕切り等一切の必要事故を處辯し、通運送店に託送せらるゝものとす、而して往々華客自身市場に就き、現品の品質柄行等を選択し、手合せをなすものなきにあらざれども、其取引は必ず仲買商の手を経るもの多し、之れ賣買者相互の便利に因れる慣習にして、各種の織物を仲買商が一手に取纏め多量の注文に應ずるは華客の便利とする所にして、又仲買商が多數の華

客に對し、自己の責任を以て賣買取引の仲介者となり、金融を興ふるは機業家の利とする處、因襲の久しき終に慣習となり來たれるなり。加之、華客にありても僅々なる一定の手數料即ち口錢を仲買商に支拂ひ、其手を経るは之れが買入品に對する責任を、仲買商に負はしむる利益あるが故に其手を経るは自然の勢ひなりとす、然れども稀れに華客より直接機業家に注文し來たれるものなきにあらざれども、相互信用程度を詳知する舊識の間柄にある歟、又は特別の關係あるものに過ぎざれば、這種の取引は幾んど云ふに足らざる有様なり。

仲買商組合口錢規定左の如し、

一ヶ年間取引高

金壹萬圓未滿口錢壹分八厘

一全

上

金壹萬圓以上參萬圓未滿口錢壹分五厘

一全 上

金參萬圓以上口錢壹分貳厘

但し本文口錢以外荷造費用又品代金として、華客の便宜に依り他所拂手形又は小切手等を以て送金せられたる、場合に於ては、相當の取附手數料若しくは割引料等は要求するの規定なり。

輸出向織物取引方法。輸出織物は内地向織物賣買と大に其趣きを異にせり、輸出向織物は概して直輸出法未だ行はれず、外國商館の注文品にして然かも内地向織物と均しく、輸出仲買商の手を経るもの多しとす、而して其取引は之れを大別して二方法となす、一は現場取引にして、一は委託販賣なり、前者は最初仲買商より或織物を注文し、其際數量品質尺巾柄行價格等を定めて取引を豫約し、該品織上りたる時機業家は之れを仲買商店へ持込み取引を結了するものとし、委託販賣は機業家に於て仲買商より外國商館の注文を受け繼ぎ、該品製作の上仲買商店の

手を経て該商館に輸送し、其賣買價格を定め取引を爲すものとし、賣買成立の場合には仲買商に對し一定の手數料を支拂ひ取引を結了するものとす。

賣上勘定に就ては内地輸出とも現金取引は稀れにして三十日間拂ひの約束手形取引大部分を占む、機業家は此手形にて原料を購入し、若しくは銀行にて割引をなすを常とすれば従つて手形運用の途頗る自由を極む、今重なる内外織物仲買商を示せば左の如し。

- | | | |
|----------|--------|--------|
| 書上 文左衛門 | 三越 出張店 | 高村 勝太郎 |
| 小野里 喜左衛門 | 石井 政平 | 金井 傳三郎 |
| 川島 久三郎 | 岩下 善七郎 | 大山 吳服店 |
| 戸叶 彦平 | 木村 商店 | 稻村 商店 |
| 大竹 與平 | 安田 源造 | 二國 商店 |
| 松下 岩雄 | 齋藤 正七郎 | |

(以上内地織物仲買商)

共益商會

神山喜一郎

書上洋行

江原貞助

小林要次郎

磯部安次郎

木村淺七

寺内合資會社

(以上輸出織物仲買商)

市場取締と組合 輸出向織物は組合検査所に於て其毎品を検査し、合格品には検査章を貼付し、検査印を押捺し不合格品には現品に粗製、織疵、汚染、切疵等其要点を摘記したる印章を押捺する規定なれば、市場に於て検査の要なしと雖も、内地向織物は其數量の多數なる、到底毎品検査をなし能はざれば、抜検査に據るこの定めなるを以て六齋の市場組合出張品に検査係を派し取引品に對し尺巾の適否品質の良否等を検査せしめ合格品には検印を押捺し、不合格品は規定に據り相當の制裁を加え、粗製濫造の弊なからしむ、亦市場の出入口には門衛を置き出入

の取締に従事せしむ。

○桐生織物同業組合の起原沿革

桐生機業組合の濫觴は明治十二年桐生會社と稱したる六百七十一人の團體に起り一般機業家監督の任に當り、粗製濫造等の弊を矯正せん方法として四種の證紙を發行し、其製品に之れを貼付せしめ品質の良否を識別し易からしむる約を定め、全十五年には更らに仲買商をも加盟せしめ桐生物産會社と改稱し、一層業務を勵行したり、全十七年農商務省同業組合準則に據り、全廿五年桐生商工業組合を組織し共同制裁の實効大に看るべき者ありたり、全廿七年一月縣令第十一號を以て織物業組合取締規則を發布せられたるに據り、全規則に準據し更らに組織を改ため、益々改善の實を擧ぐるを得たり、全三十年法律第四十七號を以て重要輸出品同業組合法の實施に方り、亦復同法律の定むる處に據り組合定款を改正し桐生物産同業組合と改稱し斯業の改善發達を期せり、全三十三年法律第三十五號を以て

重要物産同業組合法發布せられたるにより、組合定款を改正し着々諸般の事業改善を講策し來りたるに、偶々物産同業組合にては其標榜甚だ曖昧なるを以て寧ろ、織物同業組合と改稱すべしとの議起れると、當時の定款は舊時の制定に係り、實際に不適切の感あり且織物消費税實施等の爲め、其改正の必要を認め、全三十八年九月組合名稱を桐生織物同業組合と改め、定款を現行の如く改正し各般の事業に大刷新を加え、着々成績を擧げんとに苦心しつゝあり、試みに組合の起源沿革を集約すれば下の如し。

桐生會社

自明治十二年至十五年

桐生物産會社

自全 十五年至廿三年

桐生商工業組合

自全 廿六年至廿七年

桐生商工組合

自全 廿七年至三十年

桐生物産同業組合

自全 三十一年至三十八年

桐生織物同業組合

自全 三十八年九月改稱したる現在の團體なり

因に我桐生組合が、織物同業組合と改稱せらるゝ以前に於て東洋の風雲頗る急なるものあり曠古の大戦役たる三十七八年の役は朝鮮近海に於て開始せられたるを以て、織物市況の如き日に非にして、組合員の一般は辛酸具さに嘗めたるに拘らず、義勇奉公の念禁する能はず、生業の如き意とするに遑あらず、出征軍人の送迎は勿論内顧の憂ひなからしめむが爲め、あらゆる手段方法を講じたり、幸ひにして我軍連戦連捷を博し、列國環視の内に平和克復を遂ぐるを得たり、於是乎戦役紀念として當地方に相當なる事業を貽さんとの議起り、縣立桐生織物學校を擴張し、以て將來に於ては高等の教育を施さんと地方の有力者大に奔走計畫する處あり、本縣會も之れを是認し、議擴張と決したるに元組合事務所の敷地は桐生織物學校の敷地に接し、校舎の増築上必要あり之れが譲渡の交渉を受く、組合の幹部並に一般組合員素より此舉を賛する處なるを以て、直ちに地を桐生町大字安樂

土西部字細田千八百八拾貳有地に相し、明治三十九年末に土工を起し、全四十年建築に着手し、超えて四十一年六月稍々竣工したるを以て、全九月假事務處たる桐生新町五丁目通より移轉し執務するとはなしぬ、亞で全年十一月廿九日開場式を舉行したり、現今の事務所即ち是れなりとす。

現任重役並に組合會議員左の如し、

- 組長 福田常吉 副組長 町田啓次郎
- 會計役 高村勝太郎 評議員 藍原角太郎
- 全上 書上文左衛門 全上 飯塚春太郎
- 全上 福田兼吉 全上 石原和市郎
- 全上 園田豊松 全上 松本房太郎

組合會議員

- 眞尾源一郎 金谷芳次郎 松本房太郎

- 福田兼吉 長 清七郎 西山政藏
- 森山芳平 中島政吉 石原和市郎
- 金居善太郎 岡本友吉 内沼周吉
- 中島代治郎 新井豊太郎 田島覺三郎
- 藍原角太郎 森田福太郎 園田豊松
- 星野喜代三郎 富澤政八郎 山岡藤十郎
- 町田啓次郎 岡部愛三郎 相田與惣吉
- 大屋鏡作 書上文左衛門 高村勝太郎
- 境野源八郎 江原貞助 徳永恒彌
- 中村彌市

○織物學校並に社團の今昔
群馬縣立織物學校の起源 明治廿八年桐生商工業組合並に染織工業に關係ある有

力家首唱し、地方一般人士之れに賛成し奔走盡力の結果、翌廿九年一月八日文部大臣の認可を經、同年四月町立桐生織物學校名稱の下に創立し、桐生商工業組合事務處の一半を以て假校舍に充て同月一日より授業を開始し、同十一日假開校式を擧ぐ之れを本校の起源なりとす。

沿革 明治三十年五月假校舍附近に煉瓦建築の實習場を増營し、染色實習部及化學實驗部を設け、多管式汽鐘を据付く、同三十一年中機織部に洋式燃絲機械、補習工程諸機械、力織機を据付け實習用に供したり、同三十二年二月十三日教室の新築竣工し同月二十七日文部省の認可を經、徒弟學校の組織を改め中學程度となし、讀書作文體操の三科目を増加し、同年四月一日以降之れを實施せり。同年十二月十二日群馬縣會に於て大多數を以て縣立を可決せらる全三十三年四月一日を以て、群馬縣桐生織物學校とし千四百三拾七坪の敷地に五百坪を加へて千九百三拾七坪とし、同三十四年校舍の増築倉庫等の新築落成す、同年六月校名を現在の

如く改稱す同三十五年六月三日 皇太子殿下の行啓を辱ふしたり○同三十七年二月標本室機械實習部、分析室、生徒控所、武器庫等の増新築を竣へ同三十八年四月一日縣立伊勢崎染織學校を合併し、桐生織物學校と改稱同年十二月汽鐘汽機を改設す。同三十九年末戰捷紀念として本校の規模を一層擴張し、ゆく／＼高等組織に變更せんとの議地方有志者間に湧起し本縣會の容る、處となり、四十年四月隣接地たる桐生織物同業組合事務所敷地並に隣接地の讓渡を得、教室及び講堂の大増築を爲すに到れり、現時の校舍即ち是れ。校長は井岡大造なり。

會社 株式會社四十銀行(位置)桐生町通三丁目(目的)普通銀行業(創立)明治十一年九月國立銀行條例に準據し、第四十國立銀行と稱し營業を開始せしが、同三十一年三月營業滿期と全時に、會社登記の變更をなし株式會社四十銀行と改む。資本金百貳拾萬圓支店を東京日本橋區元濱町六、縣下館林町、栃木縣足利町、長野縣小縣郡上田町の四箇所^(一)に置けり。(重役)頭取森宗作專務取締役大澤福太郎支配

人宮崎律三

株式會社足利銀行桐生支店 (位置) 桐生町通五丁目、本店栃木縣足利町、(目的)

銀行業貯蓄部兼營、(創立) 本店は明治廿八年十月支店は三十年十一月(資本金)六

拾萬圓支店支配人原田與左衛門

模範工場桐生撚絲株式會社 (位置) 桐生町大字西安樂土、(目的) 絹撚絲の改良、

(創立) 明治三十五年十二月、(資本金) 拾五萬圓、(錠數) 一万四千七百六十本、職工

(數) 貳百五拾名、(一日平均製作高) 三拾五貫匁、(重役) 取締役社長前原悠一郎取

締役森宗作全上書上文左衛門全上大澤福太郎全上森山芳平全上金子竹太郎監査役

今泉健次郎全上佐々木傳吉

兩毛整織株式合資會社 (位置) 桐生町大字新宿一九三番地、(創立) 明治四十年一

月、(目的) 精練染色及整理賃業織物製造、(資本金) 合資資本金貳萬圓株金拾參萬

圓計金拾五萬圓、(原動力) 電氣「モートル」三十五馬力蒸氣「エンジン」拾八馬力、

(重役) 専務代表社員金子竹太郎代表社員森宗作全上飯塚春太郎全上木村淺七全上
書上文左衛門全上大澤福太郎全上前原悠一郎監査役高村勝太郎全上荻野萬太郎全

上茂居藤作、(使用人職工數) 三百名

日本製布會社桐生工場 (位置) 桐生町大字新宿(目的) 織物製造を主とし撚絲業及

び整理染色業兼營、(創立) 明治四十一年六月にして舊桐生織物株式會社を京都市

日本製布會社に合併せるものなり、工場は桐生織物株式會社に於て買收したる元

日本織物株式會社の經營したるものにして、明治二十年十一月より同二十三年十

一月に亘り工事全部竣工を告げたるものなり、(敷地) 水路敷地四万〇二百十三坪

此延長千八拾間工場敷地二万七百七拾九坪、(水車) 二基三百四十馬力、「タービ

ン」式外に蒸氣「エンジン」百廿五馬力の原動力を有する地方稀れに看るの大工場

にして、綿々繻子地を製織し傍ら如上各業を兼營せり、之れが主宰の衝に當るも

の本社即ち日本製布會社の副支配人にして當工場長たる登坂秀興なり、職工數各

部工場を通じて七百人を有せり。

桐生製作所 (位置) 桐生町大字新宿、(創立) 明治四十年一月、(目的) 鐵工製作(資本金) 壹萬五千圓、代表社員前原準一郎

渡良瀬水力電氣株式會社 (位置) 桐生町大字安樂土、(目的) 電燈及電力を供給し其使用料を收得し並に電氣に關する工事設計機械器具の製造販賣を兼營(供給區域) 群馬縣山田郡桐生町及大間々町栃木縣足利町、(資本金) 貳拾萬圓、(發電所位置) 縣下山田郡川内村大字高津戸、(原動力) 三百五十「キロワット」(動力供給量) 三百二十馬力、(電燈數) 七千五百燈、(役員) 取締役社長久保田健次郎、取締役書上文左衛門全上大澤福太郎全上岩下善七郎全上荻野萬太郎全上中島宇三郎全上登坂秀興、監査役飯塚春太郎全上木村淺七、相談役森宗作支配人善野祐治郎技師長高木豊吉。

桐生電燈合資會社 (位置) 桐生町大字安樂土、(目的) 電燈及電力を供給し其使用

料を收得するを以て目的とす、(供給區域) 桐生町、(資本金) 壹萬貳千圓、發電所を有せず渡良瀬水力電氣株式會社より電力の供給を受く、(電力料) 百五拾「キロワット」(供給電燈數) 拾燭換算貳千四百七拾八燈、(供給馬力數) 九拾貳馬力、(創立) 明治三十九年八月にして代表社員久保田健次郎主任技術者長谷川安次郎社員數八名。

株式會社三越吳服店桐生出張所 (位置) 桐生町通二丁目、(目的) 内外織物賣買(支

配人) 慶徳豊七。

合資會社共益商會 (位置) 桐生町通四丁目、(目的) 輸出織物販賣、(創立) 明治四

十一年七月、(資本金) 六萬圓、(出張所) 橫濱市南仲通、(代表社員) 境野源八郎、

(支店主任) 星野秀三郎

桐生織物市場株式會社 上市場、(位置) 桐生町大字桐生新町、(目的) 織物賣買市

場に充つべき建物を設備し之を賃貸するを以て營業とす、(創立) 明治十六年一月

(資本金)七千圓
 桐生織物市場株式會社 下市場、(位置)桐生町大字西安樂土、(目的)前全斷、(創立)明治廿五年二月、(資本金)四千五百圓
 森合資會社 (位置)桐生町通一丁目、(創立)明治三十七年五月、(目的)貸付業(資本金)參萬圓なり。代表社員森晋一郎。
 境野鐵工合資會社 (位置)山田郡境野村、(目的)鐵工業、(創立)明治三十七年九月、(資本金)壹萬圓、業務執行社員長竹政十郎
 團體 桐生九日會 明治三十九年一月の創立にして顧問二名會員拾四名より成り當地織物仲買商書上商店を中心とせる、絲織類御召縮緬類を製作せる機業家有志により組織せらるゝ有力なる社交團なり。
 織物同志會 明治四十一年一月の創立にして、技術顧問二名會員三十七名を有し桐生町及び大字下久方に於ける交織繻子全縮横織物製造業有志者を中心とせる新

進氣銳の一團體なり。

桐生相進會 明治四十二年六月桐生町大字新宿に於ける純絹帶地類製造家の組織に係り、名譽會員並に會員百有餘名を有する團體にして、創立日淺きに拘らず、機業上の改良發達に關し克く活躍せり。

桐生協勵會 明治四十二年三月を以て山田郡境野村を中心とせる、絹綿交織繻子並に縮み横織物製造家に據りて組織せられたる團體にして、會員四十九名を有し着々製品の改良を企畫しつゝあり。

生紹改良同盟會 明治四十年四月地方特有物産たる生紹織物改良の目的を以て起れる團體にして、山田郡相生村、新田郡強戸村地方を中心とせる該織物業者並に織物仲買商に據つて組織せられ、會員數五十有餘名を有せり。

社團の現況大樣前記の如くなれども、己人經營に係る大商店並に大工場屈指のもの亦尠からず、茲に其一二を摘載して紹介すべし。

内地織物仲買商 書上商店、(店舗)桐生町通二丁目、(支店)清國上海及び横濱市南仲通、小野里商店、(店舗)全上通五丁目、高村商店、(店舗)全上三丁目、石井商店、(店舗)山田郡境野村、何れも斯業の老舗にして着實に業務に勵精せられ孜孜として地方物産の向上發展に盡力せらる。

輸出織物仲買商 書上輸出部(前掲) 共益商會(前掲會社の部参照) 江原商店(店舗)桐生町大字新宿、小林商店 店舗(全上)等にして亦是輸出織物發達上營々として、日も亦足らざる有様なり。

輸日向織物工場 飯塚工場(山田郡廣澤村)森山工場(桐生町大字安樂土東部)荒工場(桐生町大字新宿)江原工場(全上)金居工場(桐生町大字安樂土西部)青木工場(山田郡梅田村大字上久方)相田工場 桐生町安樂土東部 桑原工場(山田郡川内村大字山田)等屈指にして何れも輸出織物製作上苦心慘愴を極め、或は動力の裝置に機械器具の改良に留意し、斯業の發達進歩に汲々たり。

内地向織物工場 池田工場(山田郡相生村大字如來堂)木芳工場(桐生町大字新宿)福森工場(全上)福常工場(全上)福兼工場(全上)北川工場(桐生町大字下久方)北穎工場(桐生町通一丁目)岡本工場(全町大字下久方)茂木工場 全上 松本工場(桐生町通一丁目)眞尾工場(全上)暮田工場(桐生町大字新宿)周東工場(全上)西山工場(全上)岩直工場(全上)岩善工場(全上)遠坂工場(全上)以上其重なるものにして各々特有の製作を試み地方生産の發達に資せんとし、研究日として懈る處なし。

精練工場 江原工場(桐生町大字新宿)吉田工場(桐生町通五丁目)岩崎工場(桐生町大字安樂土東部)以上は輸出羽二重精練業法定に據り認可せられたる、工場にして何れも特有の技倆を有し業務に對し忠實なる事業を爲せり。

染色並に再製工場 岩崎工場(前掲)吉田工場(前掲)朝倉工場(桐生町大字新宿)佐々木工場(全上)藤掛工場(全上)(染色専業)清光舎(山田郡境野村)等にして或は機械の完備を以て優り或は技術の長を以て優り、熱心に業務に盡瘁しつゝあり。

燃絲工場 藤辰工場 桐生町大字新宿 新井工場 桐生町通五丁目 中村工場(全上通一丁目) 中山工場 桐生町大字新宿 新駒工場(山田郡境野村)等を重なるものとし、各種織物原料たる燃絲の製作に關し各々獨特の技倆を有せり。

○交通運輸及通信

桐生驛は町の西端即ち桐生町大字安樂土西部に設けられ、東京奥羽常總方面に往復すべき、旅客貨物は小山驛分岐点とし、信越及び中仙道に來往するには高崎驛を分岐点として聯絡せり、亦た東京埼玉方面に往復せんには栃本縣足利驛に下車し、東武鐵道の便を籍をとを得べし、而して當驛專屬運送店には新井早川小泉山田等の各運送店ありて出入貨物の運輸を懇切に取扱ひ居れり、然れども近距離なる足利及び大間々等の貨物運搬には、荷馬車荷車の輕便なるより市日は勿論、其前後當日の如きは車馬絡繹として往復せるのみならず、大間々町方面に來往する旅客の便に供するため、停車場最寄に七八台の客馬車ありて列車發着毎に塔乘往

還しつゝあり、然れども時世の進運は尙一層交通の至便を要求して止むとなく、彌々足尾鐵道株式會社も敷設の許可を得たれば着々工事の進捗を取急ぎつゝあり我桐生町幸ひに起点なれば、之れが開通の曉に於ては幾多の便益を與ふべき歟殊に、東武線の太田驛より分岐して之れに聯絡を需めんと必然の數なれば、近き將來に於ては我桐生は將さに四通八達の巷と化すべきは疑ひなき處なり。翻つて通信の方面を窺はん歟桐生郵便電信局は町の中心たる通四丁目に建設せられ大字新宿に支局を置き、一般の信書小包郵便爲換等を敏活且懇切に取扱ひ居れり、亦た明治四十年電話の架設ありて第三期の擴張をなし、現に加入口數五百に達し近く第四期の擴張あり申込希望者非常に多く到底其求めに應じ難き模様なれば其利便の町民を益する今より想像して思ひ半に過ぎむ。今試に我桐生より樞要の各驛各地に達する哩數並に里程を掲ぐれば下の如し。

桐生―足利 九哩十四鎖

- 全—伊勢崎 十哩六鎖
- 全—前橋 十八哩一鎖
- 全—高崎 二十四哩十鎖
- 全—小山 三十二哩七十四鎖
- 全—小山—水戸 七十四哩四十鎖
- 全—小山—上野 八十哩六十六鎖
- 全—小山—日光 七十五哩六十八鎖
- 全—小山—宇都宮 五十哩六十八鎖
- 全—前橋—新町 三十哩五十鎖
- 全—前橋—上野 八十七哩十鎖
- 全—高崎—磯部 三十五哩四鎖
- 全—高崎—長野 九十五哩廿七鎖
- 全—高崎—直江津—新潟 二百廿六哩七十九鎖

以上汽車哩數

以上の外長距離樞要なる地方に對する哩數は卷頭の圖面に掲出し置きたれば參照せらるべし。

- 桐生—大間々 二里
- 全—太田 四里
- 全—足利 四里
- 全—伊勢崎 六里
- 全—前橋 七里十八町
- 全—熊谷 九里
- 全—高崎 十里
- 全—新町 十里十一丁

- 全 一 伊香保 十三里九丁
 全 一 草津 廿三里三十一町
 全 一 館林 八里十町
 全 一 富岡 十四里三十町
 全 一 下仁田 十八里十町
 全 一 妙義 十六里十五町
 以上道程

四 官衙學校の今昔

山田郡役所 (位置) 山田郡桐生町安樂土西部 (創立變遷) 明治十一年の創設にして爾後處々に移轉せしが現今の廳舎に引移りしは同三十二年三月廿八日なり (地坪) 九百七十七坪 (建坪) 百廿坪五合の廳舎並に一建坪拾七坪五合の倉庫を有せ

り明治三十一年九月起工三十二年三月三日落成 (郡長) 福田伊八、第一課長中尾民平、第二課長鷺尾末吉、桐生町役場 (位置) 山田郡桐生町大字安樂土西部 (創立變遷) 以前は桐生町五丁目に位置せしが、狹隘にして執務不便の爲め建築に明治三十四年一月廿五日着手し、同年十一月廿日竣工全廿四日移廳し三十五年一月四日盛んなる開廳式を舉ぐ (地坪) 五百三十九坪 (總建坪) 百二十六坪五合五勺 (町長) 前原良太郎 (助役) 澤田莊太郎

桐生郵便電信局 (位置) 桐生町通四丁目 (等級) 特定三等 (創立) 明治二十二年六月一日舊建物狹隘不便の爲め現局舎を新築せり、明治三十七年十一月竣工坪數六十五防火の設備を添へたる石造二階建なり全四十年電話交換所を二階に設置せらる (局長) 新井安造

桐生警察署 (位置) 桐生町通三丁目明治三十八年五月十一日起工同年十月三十一日落成開廳す (地坪) 三百七十一坪四合 (建坪) 八十九坪 (署長) 阪口圭三

桐生稅務署 (位置) 桐生町通一丁目 (創立) 明治二十九年十一月 (變遷) 明治廿九年勅令第三三七號稅務監理局官制に因り稅務監理局の補助機關として稅務に關する事務を執行し三十五年十月三十一日勅令第二四二號稅務署官制により直接大藏大臣の監理に屬し稅務に關する法律命令を執行するに至る、現今の廳舎は狹隘にして執務上頗る不便尠からざるに據り建築の議起り地を桐生町大字安樂土西部に於ける市街の中心に相し、不日起工に着手する運びなれば落成の上は一異觀を市街に添ゆべし。 (署長) 高田菊一郎

桐生停車場 (位置) 桐生町大字安樂土西部、明治三十六年十二月建築に係り、總地坪一万三百六十九坪建坪は千二百六十七坪六二五 (驛長) 宮本伊之助

太田區裁判所桐生出張所 (位置) 桐生町通二丁目 (主任) 船戸新八郎

山田郡立桐生高等女學校 (位置) 桐生町大字安樂土西部 (創立) 明治四十一年四月 (坪數) 敷地三千六百六拾七坪建坪三百九拾九坪五合 (校長) 井部貞吉 (教頭)

小倉右馬外に職員八名なり。

桐生尋常高等小學校 (位置) 桐生町大字安樂土東部 (建築) 明治四十二年一月十

九日 (坪數) 敷地三千六百八拾四坪建坪四百三拾五坪 (校長) 原澤餉太郎 (教員數) 十九人

桐生西尋常小學校 (位置) 桐生町大字安樂土西部 (建築) 明治三十六年六月建坪

二百五十八坪五合全四十二年四月百五拾九坪五合を増築したり (校長) 相馬庄平

(教員數) 十四人

桐生北尋常小學校 (位置) 桐生町二丁目裏 (建築) 明治三十一年十二月建坪四百

五十九坪五合を有したるに更らに同四十二年三月四百四拾五坪の増築を爲し、兒童の集容、教育に便せり (校長) 大塚鋼太郎 (教員數) 十九人外に附屬幼稚園の

設けあり。

桐生南尋常小學校 (位置) 桐生町大字新宿、(建築) 明治三十五年五月 (建坪) 七十

二坪五合を爲し、尙同三十六年に増築し更らに同四十二年三月之れに百六拾坪を増築せり（校長）眞井晁（教員數）拾五人

私立認可桐生育英學校（位置）桐生町五丁目（學科）和漢英の教授を爲し町の補助を受けて商業補習科をも設けたり（校長）廣田孝五郎。

私立桐生裁縫女學校（位置）桐生町四丁目専ら裁縫を教授す（校長）番幹
私立桐生裁縫補習學校 既設町立同校の廢せらるゝや町の補助に因り前掲桐生裁縫女學校内に新設せらるゝ明治三十九年九月より授業を開始す。

五 神社 佛 閣

機神社（位置）山田郡川内村大字山田（祭神）白瀧姫、卷頭の寫眞版並に桐生織物の起源中なる縁起書に詳なれば参照せらるゝし、休日には往古より工女の參詣頗る夥し、

天満宮（位置）桐生町大字下久方（祭神）天穗日命、菅原道實公相殿（社格）村社（創建）年月不詳（雜項）舊社領朱印地二十石を附與せらる宮殿の結構美麗壯觀人目を驚かす、桐生新町總鎮守にして縁起祭典には町内數箇所を飾り物等を設け近郷近在の善男善女參詣の賑ひ、數日間に渉るは能く人々の知る處なり。

美和神社（延喜式内）（位置）桐生町大字西安樂土桐生ヶ岡（祭神）大物主命（社格）郷社（創建）書記崇神の御卷に因りて攷ふるに同御代の勸請なるべし（末社）百二十一社

八幡宮（位置）桐生町大字新宿（祭神）應仁天皇（社格）村社（創建）元龜年間と口碑に傳ふ（雜項）二回火災に罹りし爲め古書、寶物の類燒失現時の社殿は約二百年前の建築にして、十年前修繕を加へたり。

稻荷神社（位置）桐生町大字東安樂土常木（祭神）大宜津姫命（社格）村社（創建）慶長十八年

八坂神社 (位置) 桐生新町三丁目

母衣輪神社 (位置) 全前

白髭神社 (位置) 桐生町大字安樂土

諏訪神社 (位置) 同所

吾妻神社 (位置) 全山上

雷電神社 (位置) 全山上

福應山圓満寺 (位置) 桐生町二丁目西裏

(宗派) 古義真言宗 (寺格) 高野山隨心院末 (開基人名及年月) 不詳 (雜項) 元祿元年火災に罹り同五年再建明治三十一年又々火災に逢ひ再建

天善山大藏院 (位置) 桐生町大字下久方 (宗派) 天台宗 (寺格) 比叡山延曆寺末

(開基人名) 不詳 (雜項) 當寺は古代の寺院なりしが、正徳の交火災に罹り舊記燒亡享保年間再建安政六年不幸にして又鳥有に歸し同年再建せるも只形跡あるのみ

なりしを明治四十年莊麗なる再建を爲せり

大慈山光明寺 (位置) 桐生町大字西安樂土 (宗派) 禪宗 (寺格) 上久方鳳仙寺末

(開基人名) 雲碩 (開基年月日) 寛永十三年 (雜項) 縁起あれども之れを略す。

田中山淨運寺 (位置) 桐生町通六丁目 (宗派) 淨土宗 (開基人名) 玉念和尚 (開基年月) 永祿元年 (雜項) 玉念和尚天正七年江州安土に宗論す、和尚自筆の宗論

名細書あり當寺の什物とす慶安元年徳川家より寺領十七石五斗の朱印地を賜ふ、以前は茅葺なりしを檀徒の盡力により瓦葺となす、境内清淨寺運の隆盛なる桐生

地方第一となす。

桐牛山鳳仙寺 桐生の北梅田村上久方に位す、堂宇高尙境内幽邃桐生地方名刹の

一たるを失はず

梅田山西方寺 (位置) 山田郡梅田村大字上久方 (宗派) 臨濟宗 (寺格) 建長寺派

小本寺 (開基人名及年月) 安貞元年桐生小太郎藤原綱元淨土宗西方寺建立開山は

萬古梵亘上人應永五年桐生次郎藤原豐綱淨土宗西方寺を濟家宗に替へらる、中興開山勅賜法光圓融大禪師（什物）桐生小太郎藤原綱元が頼朝に従ひ富士川合戦の節用ひし鑑一領あり。

韋提山致請院定善寺 位置 桐生町大字新宿（宗派）淨土宗（寺格）大光院末（開基人名）桑譽了的上人（開基年代）約三百年前（雜項）了的上人の袈裟を寶物とす。

以上の外尙十指を以て算ふべき寺院あれども諄々しければ之を畧す。

六名 勝 舊 蹟

桐生の地固より山間の一市街なれば遠く探り、廣く覓むるに於ては名勝舊蹟必らず乏しからずと雖も、附近に於て之を覓むとすれば、絶勝と誇るべきもの尠しと雖ども亦た棄て難き箇所なきにあらず。其二三を摘みて之れが梗概を叙すべし。

山水に常主なし其無盡藏なる乞ふ來りて清遊を擅にせらんとす。

探梅 前節神社の部に於て紹介したる、天満宮の境内亭々として雲を凌げる古松の綠影を踏み、社殿に進まば人をして自ら敬虔の念に禁へざらしむ、拜跪社殿を一周せんか、先づ彫琢の美人工の妙に驚異せしむべし、時に暗香徐ろに人を襲ふものあり、想はざりき社頭の梅華、南枝既に綻ひ來りて春を報せんとは、觀賞多時身神倦むあらば宜しく、筈を西方寺に轉すべし、西方寺は町を距ると約一里梅田村大字上久方にあるは已に前節に述べたる處境内到る所梅を植えたり、年月古るからざれば樹容古雅の態に乏しと雖も、數百株の多き、遠く之れを望めば、殘んの雪かと疑はしめ近く園中を逍遙すれば、疎影横斜の狀畫も亦如かざるものあり脈々たる幽香、衣袂に滿つ、矧んや瘦せたと鶴の如き老僧花間を逍遙するなご洵に塵外の趣きなきにあらず。文人墨客ならねど年一年杖を曳くもの多きを加ふ洵に偶然にあらざるなり。

櫻狩 櫻は光明寺、圓満寺、妙音寺、附近一帯に佳し、光明寺は桐生停車場より約十丁、觀音山の麓に在り眺望可ならざれども、俗界を去ると遠く眞に觀櫻の地たり、圓満寺は是所を去る三四丁、桐生ヶ岡公園の附近なれば、花間桐生町を一時に聚むるなど稍俗氣なきにあらざれども、亦棄つべきにあらす、妙音寺は圓満寺を去る一丁の北にあれば、東風一たび奮を破らば四邊一帯、花耶雲耶を疑かはしむ亦是れ一日の賞遊をこころむを得む。

河鹿 近くを望まば桐生川に如くはなし、風徐ろに河心に起り漣波紋を描く、既に涼氣の生ずるを覺ゆるに、水底の河鹿ヒヨロ／＼の聲をなす、斷續縷の如く水聲之れて和して餘韻嫋々、心耳轉た爽快なり、苦熱の何れにある歟を知らず、遠く之れを求めむ歎押山川亦佳なり、押山は桐生を距る二里、梅田村の山際にあり、地僻なれども、境幽邃、河流清冽洵に掬すべし、是所、亦河鹿に富む、地窮まる處冷泉あり湯元を大川某と云ふ、痔疾に妙なりと傳ふ。

桃花 圓山公園を最とす、圓山は桐生驛を距る西三丁、幾んど其名の如き一小丘阜にして、往時笠懸野と稱したる相生、笠懸、新宿、廣澤等の各村落を一時の下に聚め、赤城榛名妙義の三山を望み、遠くは武總の地に到るまで、眼界の廣き際涯あるとなし、新居某山上に別墅を構ひ數百の桃樹を培養したれば、晩春の遊覽に好適なり、亦た渡良瀬の流山脚を纏ふをもて觀月にも絶好の地と爲す、嘗つて東宮殿下鶴駕を、桐生に寄せられたる際、此山上に御登臨の榮を給りたるは園主絶好の紀念とする處にして、山靈亦長へに榮とするなるべし。

紅葉 高津戸橋畔及び根本を以て其冠とす、高津戸橋は桐生より約二里、渡良瀬に架せられたる釣橋なり、仰ぎ望めば要害山雲霄を衝き、俯して臨めば深潭藍を瑤ゆ、兩岸の絶壁は刀もて削るが如く、老松古樹蟠屈したる邊、之れに纏える藤蘿霜に飽き、江葉彌生の華よりもあざやかなり。根本は桐生を距る六里、桐生川の上流にあり、其ざら淵、大根おろしの佳景、石鴨の怪石共に遊意を發せしむ、

加之十一月の候是所に遊ばば、鶉の焼鳥を賞味するを得べし、亦是れ一たびは賞遊するの値あり。

以上の外桐生家憤慕の地たる、白髭の杜、城山の城趾等擧げ來れば枚擧に違あらずと雖も讀者の煩を思ふて、之れを略せり。

桐生に關する和歌

上野や桐生をさめがおるはたのあやしきまでに見ゆるわさかも
此里のさかほをまもる機ひゆめめぐみあふがぬひさなかりけり

○桐生八勝

光明寺櫻

はなぞらのほなまきかぜは山の名の岩木戸さちてこほさすもかな

桐生川蛙

山ぶきのほな見にくればきりふがほなりにあひてもなくかはづ哉

柳橋登

やなぎばししたゆくみづにちる露は光りをうつすほたるなりけり

白髭杜夜雨

さよふけてこかけしぐるゝ村さめはまつのしづくかしらひげの杜

吾妻山秋月

あきのよの月のかゞみにうちむかふあがつま山のすがたよろしも

小倉山鹿

なくらやま紅葉見にししかへるさをふもさにおくるしかの聲か那

美和神社暮雪

まつすぎのすがたもわかず成にけりみわのやしろのゆきの夕ぐれ

鷺峰晚鐘

おろしくるわしのたかれの夕ぐれに空よりひびくいりあひのかれ

終りに臨み初めて桐生に來賜ふ旅客のために二三の旗亭旅舎をかいつく。

書上勝好

よみ人しらす

書上守雄

二渡信經

石原幾朝

小島春比古

海上胤平

小嶋行献

割烹 桐生館、桐生五丁目、高踏聯舞の大宴會に適し、低酌微吟の小酌にも可なり、割烹店として桐生隨一に位す。

赤城亭 (桐生通五丁目)西洋料理を主とし、會席も兼ね、酒醇よして、調理一亦佳なり。

吉野屋 (桐生町五丁目西裏)天麩羅を主とし、何れの料理も仰のまにノノなり、お手輕向きに最も佳し、

鰻料理は泉新、大金、蛭子屋丸啓林屋等なり

旅舎 金木屋、藤文、東屋何れも通五丁目に軒を並べり、田川屋は停車場角にて客をよべり。

美酒佳肴に飽き其徒然を慰さむる爲め綾村福田作歌、如電大槻翁曲調の桐生四季の唄をかいつけ筆を擱く。

○春

花か霞か 煙突の 茂る林に 立雲か 安樂土の里の 丸山に 桃さ 櫻さ 色くらべ岩に
せかる、 渡良瀬の 川の 小車 くるくろさ ぶれつふられつ 結ほれつ

○夏

丙がゆかしき 天神の 森の夕立 みるこしに 光る電氣の はたらきは たたく水鷗か
郭公 持てば卵の花 白瀧の 落て山田に 乙女等が うまつ歌ひつ おもしろき

○秋

秋の夜水に なる機のおさや砧や 音さねて 照さふ月の 桐生川 岸の小萩や 女郎
花 君をまつ虫 言つてを 尾花か招く かりかねや 鹿に紅葉に 根本道

○冬

寝る白雪 赤城山 三輪や四阿乃 遠近に くりかへしたる をた巻は 縁のさうれしき
圓満寺 つかひ離れり おし鳥の 羽根の毛衣 あや錦 繻子か純子が 羽二重か

○關東地方と市日

關東地にして織物取引の爲め古來より開市せられ居るもの左の如し

桐生 三、八、(四月三日 十一月三日に限り其前日)
 足利 五、十、(二月晦日に限り三月一日に繰下げ)
 佐野 一、六、四、九、の日
 大間々 四、九、の日
 伊勢崎 一、六、の日(一月一日に限り前日に繰上げ)
 高崎 五、十、の日
 藤岡 四、九、の日
 所澤 三、八、の日
 飯能 六、十、の日
 深谷 五、十、三、八、の日
 本荘 二、七、の日
 川越 二、六、九、の日

行田 一、六、の日
 小川 一、六、の日
 越生 二、七、の日
 上野原 一、六、の日
 谷村 二、六、の日
 猿橋 三、七、の日
 八王子 四、八、の日
 青梅 二、七、の日
 五田市 五、十、の日
 府中 一、七、の日
 田無 二、六、の日
 原町田 二、六、の日

箱根ヶ崎 一、六、の月
 半原 五、十、の月
 溝 三、七、の月
 中野 二、七、の月
 厚木 一、五、の月

桐生織物同業組合定款抜萃

(明治三十八年九月廿六日改正認可)

第一章 名稱及事務所位置

第一條 本組合ハ桐生織物同業組合ト稱ス

第二條 本組合ハ事務所ヲ群馬縣山田郡桐生町大字安樂土村一、一八四ニ置ク

第二章 組合ノ地區及營業ノ種類

第三條 本組合ノ地區ハ左ノ如シ

- 一 群馬縣山田郡一圓
- 一 同縣新田郡ノ内笠懸村、藪塚本町、強戸村
- 一 栃木縣足利郡ノ内菜村、小俣村

第四條 本組合ハ織物製造業、織物仲買商、織物整練業、漂絲商ヲ以テ組織ス

第三章 目的及業務

第五條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的ト

ス

第六條

本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ便宜左ノ業務ヲ施行ス

- 一、組合員ノ參考ニ必要ナル織物ノ標本其他ノ材料ヲ蒐集スルコト
- 二、物産ニ係ル各種ノ統計ヲ調製スルコト
- 三、機關雜誌ヲ發行シ又ハ月報ヲ編纂スルコト
- 四、製産品ヲ検査シ組合擔保ノ制ヲ設クルコト
- 五、物産上ニ係ル品評會共進會講談會ヲ開キ若クハ内外博覽會ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 六、商工業視察員ヲ内外國ニ派遣スルコト
- 七、製産品ニ關スル原料品等ノ試験及鑑定ヲ爲スコト
- 八、登録法ヲ設ケ意匠圖案其他發明ニ關スル事ヲ保護獎勵スルコト
- 九、物産ノ販路擴張ノ方法ヲ講スルコト
- 十、組合員ニ對シ機噐器具其他總テノ改良ヲ獎勵シ其實行時期セシムルコト
- 十一、機噐ニ關スル同業組合ト氣脈ヲ通シ聯合會ヲ組織シ新業ニ關スル利害ヲ講究スルコト
- 十二、組合員ノ營業ヲ確保増進セシムル爲メ適實ナル産業組合ノ組織ヲ獎勵スルコト

- 十三、官廳ノ諮問ニ應シ又ハ物産上ノ利害ニ關シ其筋ニ建議シ若シクハ請願ヲナスコト
- 十四、組合員相互ノ間ニ生シタル營業上ノ爭議ニ關スル調和ノ策ヲ講スルコト
- 十五、組合業務上又ハ同業者ノ利益ヲ興シ若クハ利益タルベキ功勞アルモノハ特ニ之レガ表彰ヲ爲スコト
- 十六、實業者職工其他使用人ノ獎勵方法ヲ設ケ其弊害ヲ矯正スルコト
- 十七、營業ノ種類ニ依リ部會ヲ組織シ其部ノ利害ヲ講究セシムルコト
- 十八、前項ノ外評議員會及ヒ組合會ノ必要ト認メタル事業

第四章

組合員ノ加盟及ビ脱退ニ關スル規定

第七條 本組合ノ地區内ニ於テ第四條ニ掲グル營業ヲ爲スモノハ本組合ニ加盟スベシ
地區外ノ者ト雖モ地區内ニ來リ組合員ト同一ノ業務ヲ爲スモノ亦同シ

第五章

組合員ノ權利義務

- 第十二條 本組合員ハ組合ニ對シ左ノ權利ヲ有ス
 - 一、組合ノ役員ニ選舉セラレ又ハ選舉ヲナスコト
 - 二、組合ノ業務施行上ニ付諸文書帳簿類ヲ閱覽シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

三、組合ト同一目的ノ爲メ組合ノ建造物ヲ使用スルコトヲ得
 四、營業上ノ權利ヲ侵害セラレ爲メニ組合ノ利害ニ關スル場合ニ於テハ組合事業トシテ權利回復ノ方法ヲ求ムルコト

五、組合解散ノ場合ニ於テハ財産ノ分配ヲ受クルコト
 但シ解散以前廢業シタル者ハ此限リニアラズ

第六章 役員ニ關スル規定

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組長 壹名
- 二、副組長 壹名
- 三、會計役 壹名
- 四、評議員 七名

第十五條 組長副組長會計役評議員ハ各部組合員中ヨリ組合會之レヲ選舉ス

第十六條 組長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ業務ヲ總理シ其實ニ任ズ

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

會計役ハ本組合經費ノ出納及ビ會計事務一切ヲ主管ス

評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ組合全般ノ業務ニ參與シ其狀況ヲ監査ス

第七章 事務ニ關員スル規定

第廿三條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置ク

- 一、書記長 壹名
- 二、検査主事 壹名
- 三、書記 若干名
- 四、検査掛 若干名

第八章 會議ニ關スル規定

第廿七條 會議ヲ分チテ左ノ四種トシ組長之ヲ招集シ評議員會部長會及組合員總會ニ關スル會議ノ順序方
 法等ハ總テ組合會ノ規定ニ準據ス

- 一、評議員會
- 二、組合會
- 三、部長會
- 四、組合員總會

第三十條 組合會議員ハ定數ヲ三十二名トシ左ノ割合ニ依リ各部ヨリ之レヲ選舉ス
 但シ第一部第二部ニ限リ之レヲ通ジテ便宜選舉區ヲ定メ各區ヨリ選出セシム

- 第一部 二十六名
- 第三部 二名
- 第四部 二名
- 第二部 二十六名
- 第五部 一名
- 第六部 一名

第三十二條 前條第一部第二部各區ノ區域及各區議員ノ定數ハ左ノ如シ

區名	區域	議員數
第一區	桐生新町	三名
第二區	新宿村	三名
第三區	安樂土村東部	二名
第四區	全 村西部	二名
第五區	下久方村	二名
第六區	梅田村	一名
第七區	境野村	二名
第八區	廣澤村	一名
第九區	相生村	二名
第十區	川内村	二名
第十一區	大間々町 福岡村	一名

第十二區 新田郡ノ内
笠懸村、藪塚本町 一名

第十三區 新田郡強戸村山田郡毛里田村
山田郡矢場川村全菲川村
全休泊村 一名

第十四區 栃木縣足利郡菱村 一名

第十五區 全縣全郡小俣村 一名

第三十七條 組合會議ハ通常臨時ノ二種トシ通常會ハ毎年一月及ビ五月ニ之レヲ開キ臨時會ハ臨時必要ノ場合ニ於テ之レヲ開會スベシ

但シ組合會議ヲ決議スベキ事項概ネ左ノ如シ

一、組合經費豫算ノ決議徵收法及ビ決算並ニ業務成績ノ認定サナスコト

二、役員ノ選舉又ハ役員及ビ議員等ノ資格進退ニ關シ異議アルトキ若クハ役員違約處分ヲ要スルト

キ其他一般違約處分ニ對スル異議ノ申立ヲ判定スルトキ

三、組合ノ基本金及ビ財産ノ處分ニ關スル件

四、沒收品ヲ處分スルコト

五、豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ヲ放棄スルニ關スルヲ

六、訴ノ提起起又ハ和解ニ關スルヲ

七、官廳ノ諮問ニ答申シ又ハ建議請願等ヲ要スルトキ

八、定款ヲ改正セントスルトキ

九、第十二條ノ第四項ノ請求アリタルトキ

十、前各號ノ外組長ニ於テ必要ト認メタル事項

第四十七條 部長會ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ之レヲ招集ス

第四十八條 組合員總會ハ第百十八條ニ定メタル場合ニ於テ開會スルモノトス

第九章 會計ニ關スル規定

第四十九條 本組合會計年度ハ毎年四月一日ニ起リ翌年三月三十一日ニ了ル

第五十條 本組合經費ハ左ノ方法ヲ以テ各部ヨリ徵收ス

- 第一部 織物製造業 製造証紙 検査証紙
- 第二部 織物製練業 検査証紙
- 第三部 内地織物仲買商 賦課法

第四部 輸出織物仲買商 全上

第五部 織物整練業 全上

第六部 擦絲商 証紙

第五十一條 前條經費ノ賦課額ハ組合會議ニ於テ決定シ第一部第二部第六部ハ証紙料ニ依リ其他ノ各部ハ

評決ヲ以テ各部員ノ負擔ヲ定ム

但シ第一部第二部第六部ノ經費ハ必要ニ應ジ組合會ノ決議ニ依リ証紙料ニ依ラズシテ徵收スルコトアル

第五十二條 前條組合經費ノ收入及支出豫算並ニ徵收法ハ毎年組合會議ニ於テ議定シ其筋ノ認可ヲ受クベ

シ

本條ノ組合經費ノ剩餘金ハ次年度ニ繰越シ不足ヲ生シタルトキハ組合會議ノ決議ヲ經其筋ノ認可ヲ得臨

時之レヲ徵收スルコトアルベシ

第五十三條 適意金及ビ其他ノ臨時收入ハ組合積立金トナス積立金ヲ支出セントスルトキハ組合會議ヲ要

ス

第五十五條 組合經費ノ豫算及ビ徵收法ハ年度前二ヶ月内ニ於テ其筋ノ認可ヲ受ケタルトキ其決算並ニ業

務成績ハ年度後三ヶ月内ニ其第ニ報告シ併セテ之レヲ組合員一般ニ公示スベシ

第十章 各部ニ關スル規程

第五十六條 組合員ハ營業ノ種類ニ依リ左ノ各部ニ分屬スルモノトス

第一部 内地織物製造業

第二部 輸出織物製造業

第三部 内地織物仲買商

第四部 輸出織物仲買商

第五部 織物整練業

第六部 襪絲繭面

但シ數種ノ營業ヲ兼マル者ハ其各部ニ分屬スルモノトス

第五十七條 第三部組合員ハ買入レタル織物ノ種類數量及ヒ價格販路地等ヲ詳記シ翌市間ニ組合ヘ報告ス

メシ

第五十八條 第四部組合員ハ買入レタル織物ノ種類數量及價格移出先、移出年月日等ヲ詳記シ毎月一日十

六日ノ兩度ニ報告スベシ

第五十九條 第二部組合員ニシテ第四部仲買商ノ手ヲ經ズシテ其製産品ヲ販路地ニ直送取引セントスル者

ハ第五十七條ノ手續キニ依リテ報告スベシ

第六十條 各部ハ定款ノ範圍内ニ於テ其部ノ利害ニ關スル事項ヲ講究審議スル爲メ必ず本部會ヲ設ケル

モノトス尙ホ必要ニ依リ組長ノ認可ヲ得聯合部會ヲ組織スルコトヲ得

但シ各部會ハ其部組合員ヲ以テ組織スルモノトス

第六十一條 各部會ハ其部ヲ代表シ組長又ハ組合會議ニ建議シ若クハ組合ノ諸間事項ニ答申スベシ

第六十二條 各部ニ左ノ職員ヲ置キ組長ノ指揮ニ依リ其部ノ事務ヲ處理スルモノトス

一、部長 一名 二、副部长 一名

三、幹事 若干名

第六十四條 各部ニ於テ制定シタル部則其他ニ必要ナル規約ハ部長ニ於テ組長ノ認可ヲ得ルニアラザレバ

之レヲ執行スルコトヲ得ズ

第十一章 證紙ニ關スル規程

第六十八條 本組合ニ於テ發行スル證紙ノ種類及貼用スベキ織物ノ區別ハ左ノ如シ

但シ證紙貼用ノ方法ハ組合會ノ決議ニ依リ別ニ之ヲ定ム

一金銀赤綠紫證紙五種(此種類ハ證紙ノ着色ヲ以テ區別ス以下全シ)輸出用織物ニ貼用ス
但シ検査證ノミヲ貼用シ本號ニ規定シタル證紙ニ代ユルコトアルマシ

一赤綠紫證紙三種 内地用純絹織物ニ貼用ス
一赤綠紫證紙三種 全上絹棉交織物ニ貼用ス

一赤綠紫證紙三種 全上木綿織物ニ貼用ス
一綠色證紙一種 全上毛織物又ハ麻織物其他ニ貼用ス

一藍色證紙一種 原料用絹縞絲ニ貼用ス
第六十九條 組員ノ製産スル織物及ビ縞絲ニハ前條ニ規定シタル相當ノ證紙ヲ貼用シ自己ノ製造印ヲ以テ消印スルニアラザレバ之レヲ賣買シ又ハ地區外ニ搬出スルコトヲ得ズ

但本條證紙貼用上ニ就テハ既ニ市場内又準市場内ニ持込ミタル製産品ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ之レヲ賣却シタルモノト同視ス
第七十條 前條ノ規程ニ違犯シ證紙ノ貼用ヲキ織物及ビ縞絲ハ組員ニ於テ之レヲ買入ルコトヲ得ズ

第十一章 製産品ニ關スル規程

第七十二條 各部組員ハ自己ノ製産品又ハ精練加工品ニ對シ其責任ヲ明カニシ信用ヲ保持スル爲メ左ノ各號ヲ遵守スベシ

一、製産品ニハ必ラズ製造印ヲ押捺スルコト

但登録商標ヲ貼用シ其氏名ノ判明シタル者ハ組長ノ認可ヲ受ケ本號ノ手續ニ代ユルコトヲ得
二、加工品又ハ原料用品ニハ必ラズ其加工者若クハ販賣者ノ氏名ヲ表示シ原料絲ニハ一把毎ニ一箇

ノ回數及ビ量目並ニ販賣者ノ氏名ヲ證明スルコト
三、織物ニハ必ラズ尺巾寸法ヲ表示スルコト但シ量目ヲ以テ賣買スルモノニハ其量目ヲ表示スルコト

四、生絹ハ生目ニ對スル練切れ三割五分ヲ超過スベキモノヲ製織スルコトヲ得ズ其他ノ織物ニ關シ全
樣ノ制限ヲ設ケルモハ組合會ノ決議ニヨリ之レヲ定ム

第七十三條 組員ハ織物其他加工品等ニ對シ物賣若クハ原料用品等虛偽ノ表示ヲナシ又ハ不正ノ目的ヲ以テ織物其他ノモノヲ使用スルコトヲ得ズ

第七十四條 組員ハ首尾不同ノ縞絲ヲ以テ組織シタル織物ヲ製産シ又ハ普通品以外ノ粗製品ヲ賣買スルコトヲ得ズ

第七十五條 組合員ノ製産品ニシテ過失ヨリ生シタルモノト雖モ不良品ヲ賣買スルコトヲ得ズ

特ニ其表示ヲナシタルモノハ此ノ限リニ非ズ

検査生本條ノ不良品ナルコトヲ發見シタルトキハ組合ニ於テ其表示ヲ命ジ又ハ其表示ヲナスコトアルハ此場合ニ於テ製産人ト否トニ係ラズ之レヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三章 検査ニ關スル規程

第七十六條 本組合ノ検査ハ左ノ事項ニ付キ点檢スルモノトス

第一項 織物

- 一、製造印又ハ取扱人ノ證明アルヤ否
- 二、尺巾寸法及ビ量目等ノ表示アルヤ否
- 三、前項ノ表示及ビ物質又ハ原料用品ニ付虚偽ノ表示ナキヤ否
- 四、織物ニ對シ續物其他ノモノヲ使用シタル不正ノ行爲キヤ否
- 五、首尾不同ノ緯絲ヲ以テ組織シタル織物ナルル否
- 六、相當證紙ノ貼用及消印アルヤ否
- 七、第七十二條第四號ニ違背シタルモノナキヤ否

第二項 原料繅絲

- 一、販賣者及加工者ノ證明アルヤ否
- 二、一管ノ回數及量目ノ表示アルヤ否
- 三、前號ノ表示ニ付キ虚偽ナキヤ否
- 四、續物其他ノモノヲ使用シ増量ナキヤ否
- 五、相當證紙ノ貼用及消印アルヤ否

第七十七條 輸出用織物ハ其製産人ト否トニ拘ラス當組合員ニ於テ精練加工ヲナシタル上検査ヲ受ケ検査

章ヲ貼付スルモノトス

第七十八條 輸出用織物ニシテ前條ノ手續キテ經サル者ハ之レヲ地區外ニ搬出シ又ハ搬出ノ準備ヲ爲スコ

トヲ得ズ

第七十九條 内地用織物ノ市場若クハ準市場ニ於テ臨時検査スルモノトス

但シ必要ト認メタルトキハ毎品ニツキ検査スルコトアルベシ

第八十條 一定ノ検査ハ組合検査所ニ於テ之レヲ行ヒ臨時検査ハ工場又ハ居室其他ニ就キ検査スベシ此

場合ニ於テ組合員ハ之レヲ拒ムコトヲ得ズ

但本條ニ於テ定メタル臨時検査ニ就テハ検査主事ニ於テ豫メ組長副組長ノ認可ヲ受クベシ

第八十一條 検査上第七十三條第七十四條ニ係ル不正品ト認ムルトキハ其織物ヲ切斷シ検査スルコトアル
ハシ

本條切斷シタル織物ニシテ全ク不正品ニアラサルトキハ相當ノ代價ヲ賠償スベシ

第八十二條 検査所ニ於テ検査シタル輸出織物ニハ特ニ検査證ヲ其織物ニ貼付シ検査及ビ検査掛ノ檢印ヲ
押捺スルシ

第八十三條 内地用織物ニ在テハ製産人ノ貼用シタル證紙ニ検査掛ノ檢印ヲ押捺スベシ

第八十四條 検査上必要ト認メ特別検査ヲ要スル織物ハ組合ニ於テ預リ置キ保管證ヲ交付シ一ヶ月以内ニ
結了スベキモノトス

第八十五條 検査所ニ於テ再精練ノ必要アリト認メ之レヲ命ジタルトキハ受檢人ハ之レヲ拒ムコトヲ得ズ

第八十六條 検査ヲ受ケタル織物ニシテ再精練ヲ要スル爲メ當組合ノ検査章其他ヲ切斷スル必要ヲ生ジタ
ル件ハ検査所ニ現品ヲ持參シ其認諾ヲ受ケルニ非ラザレバ之レヲ行フコトヲ得ズ

第八十七條 検査細目ニ涉ル者ハ別ニ検査規定ニ於テ之ヲ定ム

第十四章 市場取締ニ關スル規程

第八十八條 本組合織物市場開市中ハ本組合員ノ外限りニ出入スルコトヲ許サズ

但組合ニ於テ證明シタルモノハ此限りニアラズ

第八十九條 市場及準市場ニ於テハ本組合員ノ外織物ノ賣買ヲナスコトヲ得ズ

第九十條 本組合員ニシテ自身織物ノ賣買ヲナスコトヲ得ザル者ハ他ノ本組合員ニ依托シ又ハ從業者ヲ
シテ賣買セシムルコトヲ得

第九十一條 本組合員及ビ從業者ハ市場及ビ準市場ニ出入スルトキハ組合ニ於テ交附シタル鑑札ヲ必ず携
帶スルシ

第九十二條 第一部第二部組合員ハ特種ノ事情アル織物ノ外市場準市場外ニ於テ賣買スルコトヲ得ズ

第九十三條 前條ニ據リ市場準市場外ニ於テ賣買取引セントスルモノハ内地用織物ニ在テハ其都度又輸出
用織物ニ在テハ豫メ織物ノ種類、販路先及ビ賣買取引場所ヲ明記シ賣買人連署ノ上組長ノ承認ヲ受クベシ
但シ直子ニ販路地ニ輸送スル者ハ便宜賣受人ノ名義ノミヲ記シ其連署ヲキモ妨ゲナシ

第九十四條 本章ニ於テ市場ト稱スルハ群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町一丁目及ビ大字安樂土ニ設定シ
タル取引所ヲ云ヒ準市場ハ組合員仲買商ノ店舗ニ限ルモノトス

第九十五條 前條ノ準市場取引ニ關シテハ豫メ仲買商ニ於テ組長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第十五章 意匠登録法ニ關スル規定

第九十六條 組合員ニシテ自家ノ考案ト否トニ拘ラズ新ナル織物ヲ產出シ又ハ意匠圖案ヲ發明シ地方物

產上裨益アリト認メタルトキハ組合ハ之レヲ審査ノ上登録簿ニ記載シ滿一ケ年限リ査定證ヲ交付ス

第九十七條 査定證ヲ得タル織物ト同一種ノ織物ハ之レヲ製造スルコトヲ得ズ同一種ノ織物ト雖モ有權者

ノ權利ヲ讓リ受ケタルトキハ此限ニアラズ此場合ハ關係者ヨリ其旨組合ヘ届ケ出ヅベシ

但シ査定前ト雖モ査定公告アリタルトキ亦同シ

第九十八條 登録査定ヲ請ハントスル者ハ其名稱及ビ組織其他ノ要点ヲ詳記シ現品ヲ添ヘ組長ニ申請スベ

シ

但シ現品及ビ書類ハ永遠ニ組合ニ保存シ置クモノトス

第九十九條 登録査定ノ申請アリタルトキハ組長ハ直チニ査定委員五名以上ヲ選ビ審査ヲ囑托シ査定ノ着

手及ビ其結果ヲ直チニ公告スベシ

第一百條 本章施行ニ就キ必要ナル事項ハ評議員會ニ於テ之レヲ決定ス

第十七章 違約處分ニ關スル規程

第一百七條 各部組合員ニシテ本定款ノ條規ニ違背シタルモノハ違約者トシテ以下各條ノ規定ニ據リ處分

スベシ

第一百八條 違約處分ハ評議員會ノ意見ヲ聽キ組長之レヲ處分ス

但シ役員ニ對スル違約處分ハ組合會之レヲ決ス

第一百九條 違約處分ヲ施行スルトキハ其理由ヲ明記シタル書面ヲ以テ本人ニ通告ス此通告ヲ受ケタル日

ハ七日以内ニ過意金ヲ完納スベシ

第一百十條 違約行為ニシテ組合員數人ノ共犯ナルトキハ各之レヲ處分シ其行為二個以上ニ涉ルトキハ各

別ニ之レヲ處分ス

第一百一十條 違約處分ヲ受ケタル者其處分ニ不服アルトキハ其處分ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ其

理由ヲ詳記シタル書面ニ過意金ト同額ノ供託金ヲ添ヘ組長ニ對シ異議ノ申立サナスベシ

第一百十二條 前條異議ノ申立ニ就テハ組合會其當否ヲ判定ス此判定ニ對シテハ組合員ハ異議ヲ唱フルコト

ヲ得ズ組合會ニ於テ異議ノ申立ニ對シ正當ノ理由ナキモノト判定シタル日ハ組長ハ供託金ヲ以テ直チニ

過意金ニ充用スルコトヲ得又組合會ニ於テ本條ノ申立ニ對シ正當ノ理由ト認メタル日ハ組長ハ處分ヲ取

消シ其供託金ヲ返付スベシ

74 桐生商工誌附錄

第百十三條 違約行為ト雖爾後一ケ年ヲ經過シ發覺シタルトキハ其處分ヲ免除ス
第百十四條 違約者ハ左ノ各項ノ範圍内ニ於テ處分ス

第一項 組合役員ニ於テ職務執行上定款ノ條規ニ違背シタル處置ヲナシタルモハ金五圓以上金貳百圓以下ノ過怠金ニ處ス

第二項 左ノ行為ハ其標物一品標紙一把毎ニ二十錢以上五十錢以下ノ過怠金ニ處ス

一、第六十九條第七十條ノ規定ニ背キタルモノ

二、第七十二條ニ掲グタル第一號乃至第二號ヲ遵守セザル者

三、第八十六條ノ規定ニ背キ検査證ヲ切斷シタル者

四、第九十三條ノ承認ヲ受ケズシテ賣買取引ヲナシタル者

第三項 左ノ行為ハ織物一品毎ニ五十錢以上一圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第七十七條第七十八條ニ背キタル者

二、第七十五條二項ノ不良品タルノ表示ヲナサズ又ハ組合員ニ於テ爲シタル表示ヲ除去シ之レヲ賣買シ又ハ地區外ニ搬出シタル者

第四項 左ノ行為ハ織物一品毎ニ壹圓以上五圓以下ノ過怠金ニ處シ尙ホ其現品ヲ沒收スルコトアルベシ

一、第七十二條ノ四號及ヒ第七十三條ニ背キタル者

第五項 左ノ行為ハ現品ヲ沒收ス

一、第七十四條及ヒ第七十五條ノ第一項ニ背キタル者

第六項 左ノ行為ハ壹圓以上五十圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第八十三條ノ輪印押捺第八十四條ノ標物預リ置キヲ拒ミタル者

第七項 左ノ行為ハ五十錢以上五圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、第十條第十一條ノ届出ヲ怠リ又ハ第五十七條第五十八條第五十九條ノ報告ヲ怠リタル者

第八項 左ノ行為ハ貳圓以上五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス

一、組合員ニシテ經費負担額ノ納入ヲササズ又ハ之レヲ背セザルモノ

二、第八十五條ノ命令ヲ拒ミタル者

三、第九十七條ノ規定ニ背キ有權者ノ承諾ヲ得ズシテ製造シタル者

第百十五條 本組合ヲ組織スル營業ト同一營業ヲナス者ニシテ組合ニ加入セザルモノアルトキハ其筋ニ告

發シ相當ノ處分ヲ求ムベシ

第百十六條 本組合ノ證紙又ハ檢印證ヲ偽リテ營業品ニ貼付シ若クハ偽造變造ノ證紙及ビ検査證ヲ貼用シ

75 桐生商工誌附錄

タルモノハ其筋ニ告發スベシ

第十八章

定款變更及ビ組合解散ニ關スル規定

第百十七條 本組合ノ定款ヲ改正セントスルトキハ組合會議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議シ其筋ノ認可ヲ請フベシ

第百十八條 組合任意解散ノ場合ニ於テハ組合員總會ヲ開キ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議シ其筋ノ認可ヲ請フベシ

第百十九條 組合員ノ解散ヲ命セラシタルトキ又ハ解散ノ認可ヲ經タルモ其ハ解散當時ノ組合會議ニ於テ清算人五名以内ヲ選舉シ解散上ニ關スル一切ノ事項ヲ調理セシム清算決了ノ後殘餘ノ財産アルトキ又ハ其財産ニ於テ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ解散當時ノ組合員總會ヲ開キ過半數ノ同意ニリ其財産ヲ分配法若クハ債務償還ノ方法ヲ決議スルモノトス

第十九章 雜則

第百二十條 本組合ノ印章及ビ組長副組長會計役ノ役印並ニ組合検査印ノ雜形ハ左ノ如シ

Guaranteed first quality
 Kiriu textile manufacturers
 association
 GUMMAJAPAN
 印合組業同物織生桐

桐生織物同業組合印

方七分
 桐生織物同業組合印

方七分
 桐生織物同業組合副組長印

方七分
 桐生織物同業組合會計役印



此檢印ハ各検査掛ノ名義ヲ記入ス

第百二十一條 本組合ヨリ交附スル證券鑑札及ビ製造印ハ左ノ如シ

第 號	製 造 印
桐生織物同業組合員之證	桐生織物同業組合員 何某製造印
票	市場 鑑札
	組合徽章烙印

第百二十二條 本組合ハ必要ニ應シ組合會ノ決議ヲ經テ定款又ハ業務ノ執行ニ關スル規則ヲ設クルコトヲ得出シ其規定ハ直ニ農商務大臣ニ届出ツベシ

第百二十三條 組長及ビ組合ヨリ組合員一般ニ公示スル文書ハ組合會議員及各部役員ニ告知シ且組合設定ノ揭示場及ヒ桐生織物工業雜誌ヘ告知スベシ

第百二十四條 組合事務所及ヒ検査所ノ執務時間ハ大祭祝日及ヒ日曜日ヲ除クノ外ハ其年四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後五時迄トス
但シ大祭祝日及ヒ日曜日ト雖モ市日ハ休暇ヲ與ヘザルモノトス

組 合 員 名 鑑 (明治四十二年十二月現在)

(第一部員) 内地織物製造

加藤善次郎	上野角太郎	前原勘次郎	加藤正一	金谷芳次郎
和田庄平	丸岡豊太郎	松本房太郎	竹内富藏	藤沼重吉
本多佐七	田中コト	大島宗太郎	眞尾源一郎	小山喜十郎
武井直十郎	北川頷一郎	橋本正治	渡邊只七	小林長四郎
栗原亦五郎	長谷川彌十郎	若田部常太郎	落合忠四郎	稻村豊太郎
田島道太郎	森彦次郎	大澤久藏	大澤榮八	眞尾照之助
細谷信次郎	高橋藤右衛門	岩下才助	田島熊次郎	小島仙太郎
蛭間徳三郎	向田幸一	柳田新一郎	初谷壽恵吉	早川政次郎
石原重吉	岩崎角次郎	山下キヨ	加藤林平	新井ハル
岩澤善助	小林喜三郎	河内文藏	齋藤元四郎	小林惣太郎
周東藤太郎	田島喜八	暮田三次郎	横山誠一郎	新井與喜太郎

桐生商工誌附録

桐生商工誌附録

岩野新三郎	朝倉甚十郎	木村愛三郎	廣田幾太郎	岩澤富士吉
笠原伊勢吉	周東仙三郎	新井ヤス	常見吉太郎	町田榮太郎
藤掛藤吉	江原唯一	小島利太郎	周東伊勢次郎	高橋文三郎
岩野直次郎	村田徳次郎	太田マシ	櫻井市太郎	出口貫三
遠坂伊太郎	野口熊太郎	大澤徳次郎	周東善八	笠原嘉吉
榎山忠助	長清七郎	朝倉赫之助	福田和一郎	西山政藏
吉野仙太郎	小林源次郎	福田兼吉	荒川伊三郎	平田長作
前原菊次郎	福田森太郎	木村芳太郎	堀越三郎次	正田貞次郎
堀越源四郎	増田金次郎	江泉仙次郎	大貫長太郎	宮地菊太郎
岩下耕一郎	小林儀三郎	大澤峯太郎	小島徳太郎	丹羽勝造
飯塚倉吉	須田光太郎	不破善三郎	早川照次郎	藤掛國太郎
遠坂吉次郎	飯塚徳太郎	入野哲	岡田ハシ	高橋賢吾
畠田喜次郎	三浦長太郎	朝倉政五郎	木田國太郎	兩毛整織株式合資會社 代表社員金子竹太郎
栗田フミ	茂木伊三郎	藤掛常藏	小島茂吉	齋藤辨三

日本製布株式會社
桐生工場長登坂秀興

中村柳太郎	大澤久太郎	福田常吉	常見喜一	大澤長太郎
常見喜一	大川喜三郎	横山朝四郎	朝倉政二	百海伊三郎
飯塚和五郎	朝倉勝次郎	朝倉金平	大澤喜八	田村芳松
岩崎伊三郎	笠原庄五郎	田島勘次郎	水井勝藏	田島忠吉
小林榮太郎	森島孫四郎	蘭田久吉	須田忠三郎	後藤定吉
岩崎慶三郎	中島政吉	星野安太郎	木村階藏	新井岩藏
森山盈之助	森山文三郎	小久保忠次郎	星野竹次郎	後藤貞治
樋下田峰次郎	小林森太郎	石北輪十郎	西ユウ	龜田惣三郎
岩脇鹿藏	須田孫三郎	鈴木安三郎	杉田慶次郎	小林芳太郎
加藤林平	小久保政吉	岩崎下タ	小林清太郎	松島惣四郎
一ノ瀬作藏	新井篤五郎	樋下田タキ	小林友太郎	淺野周寛
田村コウ	龜田惣三郎	小山耕作	新井榮一郎	上原ヨシ
朝倉榮三郎	大澤新作	高橋太八郎	堀田定吉	星野清吉
		小島喜次郎	島榮藏	新井岩吉

桐生商工誌附録

桐生商工誌附錄

堀 祐三平	星野高次郎	島田庄作	堤 榮次郎	高橋伴七
吉澤惟明	小島光太郎	奥村角太郎	武藤金丸	金居寅吉
下山喜一郎	宇津木兼松	白田庄吉	須永勝太郎	田村雄三郎
茂木米吉	横山惣次郎	前原政吉	細谷安藏	岡部重三郎
時田龍八	秋田吉太郎	武田貞治	稻村幸藏	大澤榮太郎
増田常吉	本島松太郎	齋藤嘉吉	園田重吉	秋田角次郎
清水周吉	住吉善藏	服部芳松	早川常吉	今泉治郎吉
新藤竹次郎	住吉由太郎	村岡平藏	北川恭平	稻村由五郎
勅使河原元次郎	小出政吉	岡島峯藏	武井惣太郎	伏見金藏
岡本友吉	金子清十郎	柿沼要太郎	石田熊太郎	牛嶋久吉
稻村芳三郎	金子德三郎	大矢八十郎	菊地瀧藏	小林長五郎
木村カク	桑山真太	伊藤治作	有井熊吉	板倉貞太郎
坂井新治	松岡丑太郎	長濱權治	高瀬政吉	横山タケ
小林富吉	久保金次郎	鈴木德平	内沼周吉	金子彪吾

金子萬藏	大塚源一郎	北山イニ	岡田善吉	前原善太郎
石井重次郎	高橋代次郎	新井由太郎	新井定五郎	岩下角三郎
關口政太郎	増田長藏	田中佐平	津久井吉次郎	新井仙太郎
生方喜市	栗原安次郎	大屋直太郎	大屋信三郎	高橋良吉
新井藤太郎	牧島新一郎	上山國太郎	雨ヶ谷辰三郎	高橋重次郎
田島幸吉	山崎龜吉	牧島榮四郎	大川武三郎	新井馨四郎
田島覺三郎	新井浦吉	上林鍋次郎	新井彌和太郎	大川安吉
周東房吉	下山惣七	飯田清七	林 文次郎	周東喜十郎
新井豊太郎	石井ギン	新井元次郎	須藤増次郎	新井菊次郎
新井二郎	井上甚太郎	大屋純一郎	大木惣太郎	石井磯五郎
石井作太郎	田中眞七	淺海平治	周藤佐吉	茂木憲二
奈良原淺右衛門	大川寅一郎	周藤トウ	八十田孝逸	河内藤太郎
大川芳平	周東友吉	加藤市太郎	荻野峰太郎	丹羽喜平次
藤生佐吉郎	彦部善市郎	藤生豊吉	藤生直次郎	加藤伊勢吉

桐生商工誌附錄

桐生商工誌附錄

藤生國三郎	荻野佐四郎	加藤正十郎	西場仲八	西場幸三郎
西場伊之吉	周藤伊之吉	加藤伊勢松	中里善吉	一ノ瀬善次郎
岡田惠十郎	荻野勝次郎	岡田萬吉	圖子田金太郎	彦部彦四郎
清水隆藏	彦部竹松	岡田安次郎	中里林三郎	周藤繁次郎
荒川榮吉	石關龜太郎	岡子田伴助	加藤英三郎	飯塚宇麻志
西場才次郎	周藤永十郎	河内近四郎	中里長七郎	飯塚春太郎
丹羽長右衛門	飯塚源三郎	荻野芳太郎	荻野勝四郎	今泉染太郎
蛭沼慶三郎	青木國太郎	藍原幸吉	森田福太郎	下山清次郎
下山忠四郎	內田秀藏	下山竜吉	蛭沼國三郎	下山重太郎
三田竹次郎	須永惠次郎	今井龜吉	下山文八	蛭間又三郎
蛭間岩吉	峯岸代太郎	青木勝次郎	江原喜三郎	藍原角太郎
池田龜之助	青木政吉	中島和平	園田吉造	青木仙次郎
近藤熊吉	杉浦勇三	星野專造	本橋角太郎	新井直喜
前原榮次郎	星野繁次郎	今泉善作	今泉庄吉	岡部龜吉

植木伊三郎	石原米三郎	今泉秀次郎	星野林次郎	中里榮一郎
香取常次郎	青山彌八	青山直次郎	香取龜次郎	田村榮三郎
今泉林次郎	田村宗吉	諏訪藤三郎	中里丈吉	園田六郎次
星野國太郎	園田豐松	山洞定七	森 孝 夕	須永常三郎
星野仙十郎	今泉晴吉	園田源助	高野藤四郎	今泉喜七
森 代三郎	今泉作彌	森 藤五郎	今泉熊吉	中里勝次郎
尾花竹四郎	森山辨次郎	前原萬壽平	齋藤忠正	長島房吉
久保竹次郎	阿久津廣吉	穴原德三郎	穴原國三郎	藤生房吉
山同藤十郎	藤生仙五郎	藤生五郎平	川島米三郎	內田安太郎
岡部友五郎	岡部愛三郎	岡部馬次郎	菊池常吉	岡部吉五郎
小堀千代松	長島藤三郎	岡部幸吉	山口文吉	岡田貞彌
阿久月保太郎	鈴木慶次郎	鈴木虎三郎	岡田力松	堀越照吉
江原仙太郎	中山半次郎	福田盛三郎	榑田新三郎	福田貞藏
長島繼吉	三田恭三郎	下山榮三郎	秋草友三郎	飯野兵吉

桐生商工誌附錄

桐生商工誌附錄

秋草 要七	大川 辰藏	阿久月 七郎	池森 浪太郎	和田 銀次郎
坂上 忠七	齋藤 榮吉	岡田 治一郎	齋藤 武次郎	長島 愛一郎
今井 倉次郎	長谷川 重治	岡島 鍋十郎	須藤 寅三郎	中村 元三郎
茂木 卯平	武藤 彦次郎	木村 音八	石橋 覺三郎	小島 藤十郎
高野 善太郎	中村 清四郎	吉田 勇輔	早川 貞次郎	飯島 周吉
山口 儀市	秋草 好作	下山 勝二	蛭間 金藏	瀧澤 重作
武井 藤三郎	和田 テイ	森下 忠四郎	大澤 官三郎	須田 房吉
世取山 清太郎	板倉 岩五郎	吉田 喜太郎	伊藤 條吉	橋本 條吉
橋本 勝之助	石井 甚之助	金子 林藏	橋本 伴次郎	大屋 録作
關口 重五郎	鎌田 仙太郎	津久井 秀三	佐藤 安次郎	大川 兼次
別府 伊三郎	阿久田 宇藏	榎山 洋藏	大川 幸三郎	大川 信助
田村 豊太郎	白石 シノ	大川 龜二郎	福田 長助	久保田 源之丞
金子 嘉藏	岡部 龜三郎	關口 徳次郎	橋木 榮次郎	山同 熊藏
下山 常太郎	大須賀 彦助	森山 關三	津久井 美三	須藤 愛三

地區外組合員

石井直兵衛	津久井 豊藏	岡部 和市	頃藤 サノ	
長竹市藏	二宮 仙太郎	木村 録三郎	石井 與吉	清水 善三郎
田島 豊平	石井 多吉	清水 忠次郎	木村 高次郎	宮内 角次郎
殿岡 茂十郎	近藤 嘉六	堀江 彌市郎	近藤 甚太郎	石川 勝内
近藤 鹿四郎	堀江 代八	須永 久次郎	鶴貝 丑三郎	増田 茂十郎
前原 景伸	阿部 爲三郎	増田 甚藏	大野 利七	五十嵐 嘉一郎
牧ヶ谷 長太郎				

輸出織物製造

増田 彦平	新井 小八郎	向田 芳松	金井 佐八	長澤 吉五郎
田島 佐吉	奈 眞嘉平	清水 榮吉	星野 周作	小林 幸三郎
半田 忠藏	西尾 末雄	小野 亦平	江原 貞助	井田 千之吉
江泉政右門衛	布川 鍋太郎	兩毛 整織株式合資會社 代表社員 金子 竹太郎	荒 清 記	下山 光太郎

桐生商工誌附錄

桐生商工誌附錄

岡部權右衛門	森山芳平	織物學校長	小久保徳次郎	高木鉄太郎	櫻井甚藏
梶井健十郎	須永富三郎	井岡大造	一ノ瀬作藏	鹽谷龜太郎	
小山耕作	新井榮一郎	上原ヨシ	田村コウ	龜田惣三郎	
高橋太八郎	石原和市	鈴木鶴松	朝倉梅太郎	石原仙太郎	
木村石松	飯山房吉	金居善太郎	阿部小十郎	大澤唯次郎	
大澤歌吉	森口唯八	江尻安太郎	松井宇辨治	鈴木七イ	
机道次郎	金居寅吉	小林増藏	今泉清太郎	玉上由太郎	
下山亮三	田面ヨシ	大澤勇作	栗原佐吉	青木勝次郎	
青木保藏	中島豊次郎	森下新三郎	中島代治郎	淺野喜十郎	
森下利八	和田又次郎	和田喜太郎	小澤政七	青木倉藏	
青木芳藏	前原ヨカ	前原善三郎	中島茂十郎	森下岩次郎	
橋本斧吉	中島龜吉	糸井宗太郎	星野啓太郎	小澤角次郎	
森下半七	島永太郎	石井濤吉	新井伊勢次郎	高桑榮太郎	
田島豊太郎	茂木卯平	茂木直次郎	前原貞作	石川利貞	

下山喜一郎	阿久澤林藏	橋本角太郎	大澤寅吉	小林長次郎
牧島清三郎	長瀬國三郎	梶山伊與平	西村熊次郎	稻村幸太郎
新井定二郎	加藤元次郎	鈴木道太郎	飯塚春太郎	丹羽長右衛門
中里長七郎	津久井林三郎	五十嵐鑄次郎	飯山太郎次	藍原忠平
野村晋作	藍常常吉	今泉益太郎	金井サト	中里市太郎
飯塚ヨシ	今泉徳次郎	岩崎市太郎	森田半七	小川由三郎
新井萬吉	江原忠三郎	早川傳吉	中島勝太郎	蛭間米吉
新井直喜	森田武一郎	青木徳三郎	常見六三郎	蛭間タ少
園田藤十郎	中澤角太郎	桑原金藏	清水茂吉	高草木藤太郎
齋藤才一郎	園田藤作	星野八十松	高草木仙次郎	桑原佐吉
園田丑十	和田牛次郎	星野喜代三郎	園田仙太郎	園田米吉
吉田林次郎	園田芳藏	鹿沼熊吉	關根藤三郎	吉田嘉市
今泉源作	關根勸次郎	關口啓太郎	關口久三郎	關口彌三郎
	今泉幸作	田村吉三郎	高草木嘉四郎	今泉夏作

桐生商工誌附錄

桐生商工誌附錄

今泉唯四郎	星野品吉	高草木幸三郎	今泉金次郎	高野喜市郎
今泉宗三郎	琴原喜代三郎	吉田喜三郎	關根伊三郎	關根長次郎
高田藤吉	關根梅吉	星野寅三郎	二波宇八郎	中島與太郎
森下丑五郎	櫻井文太郎	星野國太郎	須藤嘉十郎	高橋三男作
富澤政八郎	深澤房吉	野木村伴治	吉野久次郎	石原龜吉
深澤卯三郎	石原竜次	星野善藏	深澤治三郎	山同善作
阿久津北三郎	穴原政吉	長澤林作	阿久津福太郎	松島彌作
長澤小平	星野ヤウ	星野安五郎	金子友三郎	藤生早吉
萩原新次郎	深原太郎次	須永寅三郎	金子長次郎	赤石峰吉
山同嘉四郎	町田啓次郎	藤生龜久	藤生庄三郎	高野富太郎
赤石桂十郎	關原利七			

第三部員

(内地買次)

書上文左衛門	小野里喜左衛門	三越吳服店	高村勝太郎	稻村商店
金井傳三郎	戸叶彦平	木村商店	二國商店	大竹與平

大山岩次郎 安田源藏 岩下善七郎 川島久三郎 齋藤高二
 石井政平

第四部員

(輸出買次)

神山喜一郎 磯部安次郎 木村淺七 熊井平吉 寺内道次
 共益商會 小林要次郎

第五部員

(整練業)

江原庄兵衛 須藤友次郎 岩崎民三郎 朝倉茂三郎 吉田儀平
 德永鉄三郎 佐々木元吉 長竹致十郎 角田定次郎 山崎誠一郎
 野村金太郎 堀越半十郎 安田與吉 井戸恭一 桑山啓吉
 小林伴次郎 森山巳代次郎 吉澤松太郎 佐藤鹿藏 蓮池定次郎
 製布會社桐生工場 石井重太郎 兩毛整織會社

第六部員

(燃系商)

竹内勝藏 岡島ヨ卜 模範工場代表社員 平田合名書社 藤掛辰三郎
 桐生燃織株式會社 前原悠一郎

桐生商工誌附錄

關生商工誌附錄

中村彌市	飯塚春太郎	新井駒吉	新井清三郎	原田金三郎
朝倉文三郎	小林登作	星野晉藏	布川庄三郎	吉田善太郎
大澤治三郎	阿部邦三郎	周東米十郎	泉吉藏	大澤國三郎
川瀬要一郎	松島長太郎	周藤林藏	萱沼稔藏	大澤眞四郎
金子藤平	坂倉吉五郎	周東喜四郎	小林萬次郎	曾我助松
前原房次郎	野間善次郎	宮川興吉	橫山太平	宮地甚藏
福田政吉	栗原長次郎	小菅條三郎	永井秀次郎	大澤喜八
中山藤太郎	大澤才一郎	石川太平	笠原庄五郎	久保田留吉
藤掛長太郎	大貫長太郎	阿久津藤太郎	吉田濱治	中島七太郎
大澤德太郎	深澤鷺之助			
第一部員	五六一	第二部員	二二八	第三部員
第四部員	八九四	第五部員	二二三	第六部員
計	七			一六



關生同志會
田嶋岩実



金牌受領

帶地
 用ハ
 細吉装の
 登錄廣告縹子
 限リ
 手取

梅田駅前

梅田駅前

金銀細工製造



紳士同志會員
 細吉造

染 色 界 之 業

營業要項

- 一 織布純白精練
- 一 輸出向染色類
- 一 美術御紋附類
- 一 友仙更紗小紋染
- 一 美術御紋リ染

右の外整練染色白張等一式御調製仕り候間多少に不拘確實熱心を以て貴需に應じ候間御下命被下度奉願候敬白

上毛桐生 新宿

今 林 屋 染 色 工 場

電話桐生二一九番



金 策 各 種

群馬縣桐生町新宿

桐生製作所

練絲用
操逐機械

絹用金編

編用絲

電話桐生二六八番
振替貯金口座
東京四四九六番
電零 (キセ)

生絲操逐機械
木綿操逐機械
着尺向・輸出向・絹整經機
耳經機械・引揃機械・管捲機
最新交錯式管捲機 (練絲並ニ編緯用)



織物買次商



上毛 桐生

書上文左衛門本店

電話一〇〇 營業用四

下野 足利

書上足利出張所

電話一二二五

下野 佐野

書上佐野出張所

上毛 伊勢崎

書上伊勢崎出張所

電話五八

橫濱 南仲通三丁目

書上輸出版店

電話四九三

清國 上海

書上洋行

高等優美

純綿
綿絹

好華緞子

染色堅牢品質善良價格低廉

製造元 大塚源一郎

上州桐生梅田村

群馬縣桐生町



株式會社

四十銀行

電信零號四〇 電話番號四〇番
一四〇番

資本金百貳拾萬圓
爲替取引先貳百拾箇所
普通送金無手數料
支店所在地 東京、足利、上田、館林

銀行一般ノ業務ハ精々御便宜ニ御取扱可

致候

資 金 壹 百 萬 圓

本 店

栃木縣足利町 電信零號(〇了)
株式會社 足利銀行

支 店

群馬縣桐生町 電信零號(了キ)
株式會社 足利銀行桐生支店

支 店

群馬縣館林町 電信零號(了夕)
株式會社 足利銀行館林支店
電話番號五〇番

兩毛織物買次商



岩下善七郎

本店(足利) 出張所(桐生)

電話三五番・三六番・一四九番

三二國商店

本店(足利) 出張所(桐生)

電話四二番・一六三番



金井傳三郎

本店(足利) 出張所(桐生)

電話三五〇番・三二二番・四六番

奥川島久三郎

本店(足利) 出張所(桐生)

電話三〇番・三四五番・四六番



大竹與平

本店(足利) 電話二四七番

A 山崎織

絞入紋縮織

B 山崎織

紋縮織

群馬縣山田郡境野村

山崎織物工場

電話桐生五〇七番

姫織孺子
節糸織 製造元

菊印 桐印

金印 綠印

銀印 白印

赤印

上毛桐生

服部芳松

文明繻珍

製造元

上州桐生

大澤峰太郎

製 造 品 目

其他八寸 尺一等	綠櫻 赤印	銀櫻 綠印	金櫻 金印
-------------	----------	----------	----------

高砂繻子

製 造 元

齋 藤 嘉 吉

上毛桐生町
電話 三〇二番

一 美 術 織 物

一 洋 服 裏 地 綾 絹 類

一 洋 服 袖 裏 地 各 種

一 洋 傘 地 各 種 類

一 輸 出 向 タ フ タ 類

製 造 元

森 山 芳 平

群馬縣桐生町

御 婦 人 用

琥 珀 九 寸 帶 地

御 婦 人 用

琥 珀 縮 夏 帶 地

琥 珀 三 寸 男 帶 地

上毛桐生新宿

織 元 笠 原 嘉 吉

繻珍女帶地
緞子羽織裏

各種製造元

上州桐生

藤生佐吉郎

琥珀女帶地製造元

上毛桐生

藤生豐吉

御婦人
用帶地



愛國織
繻珍織
御召織帶地

上毛桐生新宿

製造元 岩野新三郎工場

電話(三一五)

全 朝倉甚十郎

製品製
實用新案
特許

養老織	珍柄君か代織
ざなみ織	改良桔梗織
霞織	額付九寸
モスリン山吹織	廣巾帶地

上毛桐生町新宿

登録

商標



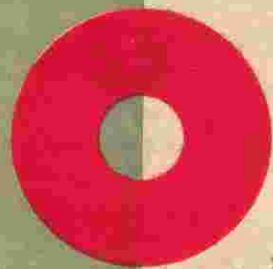
遠坂織物工場
遠坂伊太郎

電話百三十二番

生紹各種

上州山田郡毛里田村吉澤

製造元 小堀千代松



蛇の目饅子製造元

上毛桐生

加藤正一

電話四〇〇番



輸出織物

創業四十有餘年

群馬縣桐生町新宿



織物業
製造業

江原 貞助

電話(一〇八)
電器(〇 子)

琥珀縮緬製造

上州桐生新宿

周藤伊勢次郎

弊店儀明治拾六年より機道具機械及附屬小道具類發賣候處各府縣工業學校織物傳習所又は各地有名なる機業家の愛顧を蒙りたるも尙今般は一層大改良を加へ速に調進可仕尤製作の儀は頗る精良を極め入念仕り候間遠近の諸君陸續御注文御試用あらんおとを謹て希望す

東京府工藝品共進會褒狀

第三回内國勸業博覽會褒狀

第五回内國勸業博覽會三等賞

内外織物用杼並力織機及織物器械製造人

上野國桐生町三丁目西裏

桐生織物同業組合員

新橋兼吉

電話三二四(電略〇シ)

立波織
山吹女帶地

各種造製元

鳳 曙

鳳

倭

錦

くれは錦

唐

錦

山

櫻

羽

衣

其他各種

上州桐生

田中佐平

電話番

御 召 縮 緬

各 種 製 造 元

小 林 榮 太 郎

電 話 三 三 〇 番

御 召 縮 緬

各 種 製 造 元

小 林 良 四 郎

電 話 二 三 〇 番

●●●●●●●●●●
美術 織物
 ●●●●●●●●●●

— ● — ● —
冬物 夏物

寶御召大澤式江戸襦模様
 同 座布團地、夜具地
 同 コー卜地、布呂敷地
 同 大澤式江戸襦模様紹御召
 同 紹御召一重羽織地裏模様
 暑中着専用明石御召

上州桐生

大澤 徳次郎
 大澤 武八



輸出地
織物整練業

江原庄兵衛

上毛桐生町
 電話三四八番

小町 繻子 製造 元

金桐 銀桐

青桐 菊桐

上毛 桐生

勅使河原

元次郎

其他各種製造

上毛 桐生

牧島新一郎

電話 電器(イ又) 番

實田新藤波蓄 登錄商標 平織

文明織 繻珍織 光線織

西洋御料理
會席御料理

牛肉 赤城亭

桐生町通リ五丁目

電話五六番

輸出織物
及黑繻子
各種
製造元



小林増藏

上毛桐生下久方

佐くら繻子

七重印

八重印

九重印

銀櫻印

金櫻印

其他各種

上毛桐生

製造元 武田貞治

上州桐生

織物仲買商



高村勝太郎

電話二三番

上毛桐生

織物卸小賣商
度量衡販賣



高村善次郎

電話二三番

即席御料理



吉野屋

上毛桐生

吉野喜代松

電話六一番

御婦人用帶地

群馬縣桐生境野

當リ矢韮子

大屋直太郎

當リ矢山吹織

御婦人用帶地

群馬縣桐生境野

福玉雲
壽井錦
織綴錦

栗原安次郎

鶴印 八千代

龜印 繻子

黑繻子

額付 製造元

上毛桐生

堤榮次郎

於第五回內國勸業博覽會 褒狀

於戰捷紀念大阪博覽會 銀牌

於東京勸業博覽會 銅牌

領受

寶繻子 製造元
純絹着尺

上毛桐生下久方

須永勝太郎

縮緬兵兒帶

各種製造

元祖 岩崎伊三郎

上州桐生町

繻子九寸
繻子尺三
女帶地

製造元

岩下角三郎

上毛山田郡境野村

電話

和洋

群馬縣山田郡桐生町四丁目

御料理

大黒屋本店

牛鳥肉

電話六十三番

司業 謹

於 府 縣 聯 合 共 進 會
名 譽 銀 牌 受 領

頂丹



登錄商標

貴人繻子製造元

神印武印天印皇印

貴印人印其他各種

上毛桐生

橋本正治

電話三〇六番



琥珀織帶
各種製造業

上毛
江原
電話
唯一
三六六
桐生



用途

婦人用帶半襟。
袖口地。帽子裝飾。
用帶地。裏地。
洋傘地。袋物地。

製造元
上州桐生町
上野角太郎

電話
一〇七
〇カシ
電略

角印綿々縺子
各種

特色

○毛縺子代用の實用品にて經濟上無敵あり
○御使用の増加に伴ひ輸入防遏の國益あり
○御平素の使用には毛縺子の一層の趣味あり

合

色縺子
各種
製衣造

忠四郎

電話
三五
番

桐生町

实用新案登錄
 寶玉漆器
 实用新案登錄
 媛羅漆器
 实用新案登錄
 錦波漆器
 靜風漆器
 玉川漆器
 於海漆器

美濃漆器各種

木村芳太郎
 電話一四番
 分工場
 木村偉三郎
 電話三三番

叩求之
 製織所



堀祐平

群馬縣山田郡
 相生町六丁目

電話(三三二)
 電略(木)



旅館

金

木

屋

電話四六番

割烹

桐

生

館

電話四五番



琥珀	都	黒	袴	色
文	縮	八	地	朱
帶	緬	袖	男	子
地		口	女	
		襟		
		坎		

織物器械製造販賣廣告

ジヤカード紋織器械各種
 ビヤノマシン紋切器械
 バンザンジー式紋織器械
 自四百口 至千三百口
 トビー機釣器械各種
 金箴竹箴及杼類各種
 卷取器付機臺各種
 通シ糸目硝子矢金及シズ
 舶來カタン糸種類
 紋工師用意匠紙階引臺
 其他附屬品注文次第

弊店ノ製造スル各種織物器械ハ熟練ナル職工
 ラ使役シ加之數年來貯藏シ置キタル良材ヲ用
 ヒ多年ノ經驗ニ由リテ注意製造スル處ニシテ
 寒暑濕乾ノ候ト雖モ使用上故障ヲ生スル等ノ
 事ハ一切無
 之爲メニ
各工業學校并各機
 業家ノ御用ヲ蒙リ御好評ヲ辱フシ從ツテ
 光榮ノ至リニ不堪候依テ向後共一層精巧勉強
 確實ヲ旨トシ迅速調製仕候間倍舊御愛顧御引
 立ノ程伏而希上候謹白
 諸器械定價表ハ御通知次第無代進呈
 尙當分ノ間定價ノ一割引ニテ販賣仕候
 群馬縣山田郡桐生町五丁目裏通り
 諸器械製造
 販賣元

村田 兵作

祝桐生商工誌發刊

高尚優美

山吹織女帶地

製造元

牧島榮四郎

群馬縣桐生町





高貴織 各種

綾糸織 各種

御袴地 各種

尙美織九寸 各種



上州桐生

尙美織製造元

電話 二一四番



琥珀織
女帶地

各種製造元

群馬縣桐生

藤生國三郎

製品目錄

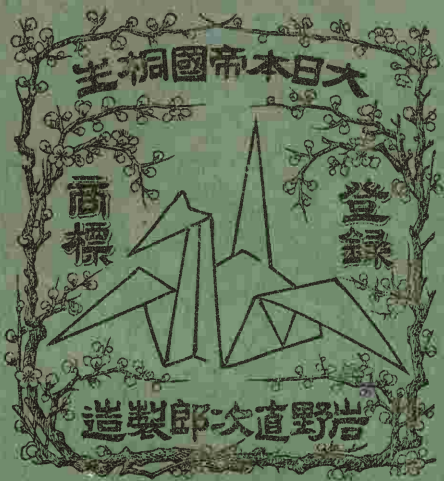
厚板織女帶地
 文明織女帶地
 東綴其他
 廣澤綴其他
 各種女帶地

廣澤機業組合

出張所 山田郡桐生町四丁目
電話 四二二番

組合員

西	西	西	西	西	西
彦	彦	場	場	場	場
部	部	才	才	才	才
新	伊	次	次	次	次
作	之	郎	郎	郎	郎
	吉	松	松	松	松
	雄	吉	吉	吉	吉
		松	松	松	松
		郎	郎	郎	郎
		八	八	八	八



純絹繻子及
着尺類

上毛桐生新
岩野直次郎

電話二五四番

御召美術大柄紵

上毛桐生

製造元 岩崎工場

岩崎慶三郎

電話三二六番

琥珀織
女帶地

各種製造元

上州桐生

一ノ瀬善次郎

御婦人用帶地

高砂繻子製造元

栃木縣足利郡小俣村

大川信助

地帶女珀琥

元 造 製

宿 新 生 桐 州 上

次 郎 三 越 堀

地帶女珀琥

元 造 製

宿 新 生 桐 州 上

郎 三 喜 林 小

一 節 一 編 一 糸

綾

織 紹 織

各

種

生 桐 縣 馬 群

場 工 福 森

上毛桐生

丹羽長織物工場

羽織着尺

縞 紹 綾 織 節 織 各種

内地向織物業

今泉次郎吉

電話二三八番

兩毛買次商

小野里喜左衛門

營業地

桐生…本店…電話五九番
伊勢崎…出張所…電話六一番
足利…出張所…電話四〇四

各種織物
ハイクラ整理

朝倉工場

五毛桐生町瀨枯町

商標

朝倉茂三郎

電話

二二八
五八

本 湖 沼 縮 細

五毛桐生町

③ 岩善織物工場

電話壹貳五

④ 岩富士織物工場

電話貳〇壹

登 録



新案 實用

高砂御召

御婦人向

高砂御召

男婦人向

高砂御召

男婦人向

外六種

着尺織物工場

桐生町下条

住吉芳太郎

電話二七番

出輸等高
祖元縮斯瓦



場工保久小
郎次德保久小
生桐毛五



輸出內均織物各種製造

五毛田龍境野村

后井濤吉

電話(四八)

登錄商標



御婦人用帶坎
於富久平御袴坎
波光平御袴坎

五毛桐生

福森工場

當工場製織之係日最新流
西縮子之... 桐生
理惠的織物形

岡本織物工場

電話百十七番



內外各種織物

精練整理染色

上州桐生町

岩崎工場

岩崎民三郎

電話二六番

桐 生

曲馬繻子製造元

目の出繻子
登録吾妻鹽瀬製造元

節糸織桃山繻子織元

○繻子製造元

美術黒額製造元

觀光繻子

廣告繻子節糸織

金 松本房太郎
電話六六番

全 眞尾源一郎
電話二二〇番

下 和田小藏
電話二六一番

○ 加藤正一
電話四〇〇番

弁 竹内富藏
電話二五一番

細谷信次郎

細谷安藏
電話一四四番

織 物

やまご繻子節糸織

色繻子各種

額繻子

高貴繻子

高砂繻子節糸織

觀光各種織物

着尺織物各種

秋田吉太郎
電話二〇四番

落合忠四郎
電話三一五番

小林増藏
電話三〇二番

牛腸久吉

嘉 齋藤嘉吉
電話三〇二番

万 下山亮三

大澤榮太郎
電話一六八番

同

旭日繻子

日の出繻子、着尺織物

觀光繻子各種、節糸織

帶地各種

色繻子各種

婦人帶地各種

觀光繻子

内沼周吉
電話二六四番

金 稻村幸藏
電話二四八番

金 茂木信四郎
電話二六五番

金 金谷芳次郎
電話四一九番

若田部常太郎

加 遠坂伊太郎
電話一三三番

加 本多佐七
電話一六六番

會

美哉美繻子

綿々繻子

着尺織物

櫻繻子

貴人繻子

色額

桑山良太

角 上野角太郎
電話一〇七番

稻村豊太郎

田 武田貞治

金 橋本正治
電話三〇六番

七 長清七郎

員

本御召

絲織 縞 紹

各種

上毛桐生

住吉善藏

電話二一六番

糸織 綾織
高配 綾壁

各種

桐生町下久方

田村雄三郎

電話一四八番

美術迅速廉價
活版石版印刷

群馬縣桐生町

桐生活版所

住谷三平

電話甲四二二番



平宗田内 家 本 生 桐 園 聖 五

胃病に胃腸新劑は利益盛りの世



矢錦袋圓物として其名高
さ一めのよき香氣のよきの
わらありヤカルを第一す
のよきは
完入五十九常備劑



商標

新案福祿織

併

珍敷浪織

梅柄琥珀織

製造元

上毛桐生

福兼工場

持製
御召縮緬
各谷種
齋藤工場

新案登録 リップル織



内外美術織物各種

上 福田常吉
電話 二

明治四十三年二月二十一日印刷
明治四十三年二月二十五日發行

編輯兼發行者

群馬縣山田郡桐生町大字安樂土一八四番地

須藤喜一郎

印刷人

群馬縣山田郡桐生町大字桐生新町九六番地

住谷三平

印刷人

群馬縣山田郡桐生町大字安樂土三八一番地

卷島勝次郎

發行所

群馬縣山田郡桐生町大字安樂土一八四番地

桐生織物同業組合



群馬県立図書館



1039912-9